

## 平成 2 2 年第 4 回那須塩原市議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 5 号 )

平成 2 2 年 9 月 9 日 ( 木曜日 ) 午前 1 0 時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 1 1 番 眞壁俊郎議員

- 1 . 地上デジタル化対応について
- 2 . エネルギー環境教育について
- 3 . 人材育成について
- 4 . 地域活性化について

##### 2 番 鈴木伸彦議員

- 1 . 不登校児童生徒への市の取り組みについて
- 2 . 若者の雇用対策について
- 3 . 市道 N 5 1 2 号線の整備について

##### 1 6 番 早乙女順子議員

- 1 . 国勢調査について
- 2 . 産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等について
- 3 . 高齢者が安心して住むことができるまちの福祉サービスについて

##### 2 5 番 東泉富士夫議員

- 1 . 国道 4 0 0 号関谷方面に向かって西側の歩道整備について
- 2 . 古道 1、2 丁目公民館横、区画街路 9 号線・2 7 号線の蓋板整備について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉	藤		誠		議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美		議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作		議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

#### 議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

#### 眞壁俊郎君

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 皆さん、おはようございます。11番、眞壁俊郎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

きょうは昨日に打って変わりました、本当にあらしの中の一般質問になるかと思いましたが、さわやかな日になりました。隣の岡部議員からリポビタンをいただいて元気でありますので、さわやかにやっていきたいと思っております。

まず1番の、地上デジタル化対応につきまして。地上デジタル放送につきましては、来年7月に完全移行となります。難視地区の対応や受信機普及

対応など早急な対応が必要なことから、お伺いするものであります。

那須塩原市における難視地区及び世帯数を伺いいたします。

難視地区の対応はどのようになっているか。

受信機の普及状況はどのようになっているか。よろしく願いいたします。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君の質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 眞壁俊郎議員から、地上デジタル化対応についてということで、3点ほど質問がありますので、お答えをいたします。

那須塩原市における難視地区及び世帯数と難視地区の対応につきましては、9月7日、高久好一議員にお答えしたとおりでございます。

地デジ対応受信機の普及状況につきましては、総務省が平成22年5月に発表した資料によりますと、平成22年3月現在の全国の普及率は83.8%で、栃木県は77.0%となっております。

なお、この調査では対象を県単位としているため、市町村ごとの集計は不可能ということであるため、本市の普及状況については把握しておりません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、順次質問してまいりたいと思います。

につきましては高久議員に答弁したとおりということで、ある程度ご理解しておりますが、この辺から少しご質問したいと思います。

まず、難視地区の対応の関係であります。那須塩原市におきましては36地区の2,414世帯、これについて今後中継局とかの対応で、35地区2,348世帯については対応がなされるということ

の答弁だったかと思えます。来年7月に、まさにこれから完全移行となるということではありますが、この中継局の設置はいつごろに、また改修とかそういうものがあるかと思えますが、これいつごろまでに終了する予定になっているのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 新たな中継局の設置ということでございますけれども、八溝山のほうに設置をするというような情報は入手をしておりますけれども、そのいつごろということについてははっきりした予定は入っておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 今、八溝山のほうに中継局をつくるというお話でありましたが、ちょっとこれは私も正確な話ではないんですが、そういう状況の中で少し間に合わないんじゃないかというようなお話も聞いております。その辺は聞いておりますか。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 私のほうも、新たな中継局は来年の7月には間に合わないというふうに聞いております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） そうすると、これ間に合わない場合の対応であります。これについてはどのように考えておりますか。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 当然、間に合わないんですから何らかの対策が必要になるわけですが、総務省では暫定的難視対策事業ということで、地上テレビ放送のデジタル移行に際して対策

が実施されるまでの間、衛星放送による暫定的な難視対策を行うことになっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） はい、わかりました。衛星放送の対応という形になりますと、BSのアンテナとかBSの機器、この辺の対応が必要になるのかなと思えますが、この辺の対応についてはどのようなことをお伺いしていますか。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） BSアンテナ、それからBSのデジタルチューナー、これらについては総務省のほうでは、ない世帯には無償で貸し出すというようなことです。また、アンテナの取り付け工事なども配慮してくれるというふうに聞いております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） はい、わかりました。それである程度は安心したところがありますが、もう一つ、対応ができない、間に合わないという1地区66世帯ですね。検討中、まだ対策が決まっていないうような状況だったかと思えますが、これの地区についてはどの地区になるかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） この検討中の地区ですけれども、旧塩原地区の上塩原というようなところでございますけれども、別荘分譲地というところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） はい、わかりました。それでは、先ほどのBS対応地域とか、今の1地区66世帯に対しまして今後どのような周知とか説明会を考えているのか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） さっき私が説明した地デジの難視聴対策の点なんですけれども、実際には地デジ難視聴対策衛星放送対象リスト、こういうものに載せられます。一般的にはホワイトリストというふうなリストらしいんですけれども、このリストに載せまして、このリストに基づきまして対象地区の居住者に対しましては、デジタル放送推進協議会というところがあるんですけれども、その職員が利用について一戸一戸個別に案内をしていくというようなことです。

これも予定ですから、はっきりしたことは申し上げられないんですけれども、そのホワイトリストには、できれば9月中くらいにリストに載せまして、デジタル推進協議会が個別に案内するというのは10月くらいからというふうな予定でございます。

それから、対策が未定というような地区につきましては私のほうで、市のほうから早急に具体的な対策を講じられるよう要請していきたいというふうに思っています。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。個別の対応をしてくれるということで安心したところでございます。これについては了解したいと思います。

受信機の普及の関係の状況であります。那須塩原市のほうではわからないというお答えでございました。まさに、このチューナーとかテレビがなければテレビが映らないという状況になるところで、普及状況がわからないというのは、私はちょっとどうなのかなという感じがしております。

生活保護世帯などに無償貸し出し、こういうのがあったかと思いますが、それについては今どんな状況になっておりますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） ただいまの生活保護関係ですが、私どものほうでは証明書を発行しまして、あとその証明に基づいて個人対応という形になっておりまして、現在のところその対応状況については把握しておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） その関係だと、インターネットのホームページとか広報で多分いろいろお知らせはしているんだろうと思いますが、その中で把握していないというのは、私もちょっと考えられないんですが、ぜひ普及状況、大変これから重要な問題になると思いますので、その辺はしっかり対応をお願いしたいと思います。

それで、チューナーとかそういうものの普及状況の最終的な確認というのはどのように行われるのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） チューナーの最終的な普及の状況の確認ということですが、私のほうでは10月以降に市内9カ所に対して地元の説明会を行います。これは難視聴対策とは別に、どうしたら地上でデジタル放送が見られるかとか、テレビの見方とか、もうそういう基本的な説明の内容なんです。それを総務省でやって、私のほうは説明会をサポートするというような状況ですが、最終的なテレビチューナーの普及状況の確認というのはできませんが、予定はないんですけれども、そういったところで普及に努めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 先ほども言いましたが、

最終的にテレビが見られない、こういう状況が出てくると大変困る方もおるかと思えます。特に老年寄り世帯とか、不在の世帯、大変多いと思えます。これから市としましては、期間まで大変短い時間となりますが、また大変難しい対応がなされると思えます。ぜひ、県や国としっかり連携をしましてスムーズな移行ができるようお願い申し上げます。この項は終わりにいたします。

続いて、2のエネルギー環境教育について。

エネルギー・環境問題は、地球温暖化対策やエネルギー安全保障など国際的に大変重要な問題です。また、エネルギー環境教育の充実を盛り込んだ新学習指導要領が来年から本格的に導入されることから、お伺いするものです。

現在のエネルギー環境教育についてはどのように実施されているか。

今後、エネルギー環境の充実を図るためにどのような教育を考えているか。

現在、高林小学校など公共施設に太陽光発電を設置している。また、市内においてはバイオマス発電や小水力発電など新エネルギー発電設備が設置されているが、エネルギー環境教育の教材としての活用をどのように考えているか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの2のエネルギー環境教育についてのご質問にお答えいたします。

現在のエネルギー環境教育は、社会科や理科、総合的な学習の時間において、地球温暖化防止やごみの減量、リサイクル等環境問題を扱う学習活動を行っています。

今後、エネルギー環境教育の充実を図るためにどのような教育を考えているかについてでございますが、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、持続可能な社会にふさわしいエネルギー利用のあり方

を創出していくための教育を展開することが必要であると認識しております。

教育委員会といたしましても、教科の目標達成とエネルギー環境教育の目的達成が両立できるような実践のあり方を、学校訪問や研修会を通して各学校に指導・助言していきたいと考えております。

の新エネルギー発電設備をエネルギー環境教育の教材としてどのように活用するかについてでございますが、市内にはエネルギー環境教育の教材となる施設が多数あります。一部の学校においては、既にそのような施設を教材として活用しております。

教育委員会としましても、地域の教材を生かすという視点も含め、各学校においてこれらの施設が積極的に活用されるよう、市内の太陽光発電や小水力発電施設等について、さらなる情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 答弁ありがとうございます。

現在のエネルギー環境教育につきましては、リサイクルとかそういうものの中で省エネとかというお話でございました。私がこの関係を質問させていただいたのは、特にエネルギーの関係ということで質問させていただきました。

なぜ、このエネルギー環境教育ということかといいますと、先ほども申しましたが、エネルギー・環境問題につきましては地球温暖化対策やエネルギー安全保障など、国際的に大変重要な問題であります。国のエネルギー政策におきましては、エネルギー政策基本法に基づきエネルギー基本計画が作成されております。安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用という、エネルギー政

策の基本的な方向性を示すものであります。

このような中、最新のエネルギー基本計画が改正され、ことし6月18日に閣議決定されております。特に3点について重要視されております。

1点は、日本の資源エネルギーの安定供給にかかわる件です。今、アジアを中心に世界のエネルギー需要は急増しており、資源の確保をめぐる国際競争はまさに熾烈化しております。資源を持たない日本にとっては、もしこのエネルギー資源の確保ができなければ、即国民生活や経済活動に重大な影響が出るということでありまして、それが1点です。

2点目は、地球温暖化の解決に向けた対応であります。日本においては、温室効果ガスの約9割はエネルギー利用から発生しております。地球温暖化を防止するためには、国民、事業者、そして地方公共団体等が緊密に連携し、エネルギーの需給構造、こういうものを低炭素社会へと変えていく必要があることとあります。これが2点目でありまして。

3点目が、エネルギー環境分野に対し経済成長の牽引役としての役割が強く求められるようになってきたこととあります。新成長戦略におきましても、環境エネルギー大国を目指しまして、今後その分野での政策的対応が今急がれているところとあります。

少し長くなりましたが、このような状況から質問をさせていただきました。

先ほど、現在のエネルギー教育につきましては、環境が主だというようなお話がありました。これからまた充実させるためには、やはりいろんな研修会、いろんなところを訪問したりというようなお話でありましたが、この辺で少しお伺いしたいと思っております。

まさに、エネルギー環境教育は、今後子どもた

ちにとって大変重要な教育になってくると私は思っております。重要なことは、エネルギーや環境の現状をいかに正確に理解させて、20年、30年先のエネルギー環境やあり方をみずから考え、そしてしっかりした考えを持たせることが重要になるんだらうと思っております。

そこでちょっとお伺いいたします。

新学習指導要領に盛り込まれた「電気の利用」、これは小学校6年生でございます。「放射線の性質と利用」、これは中学校3年生であります。これについてどのような授業や指導をこれから行っていくのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） まず、現在まで、先ほど議員がご指摘のとおり環境問題を主にメインとして扱う環境教育ということでなされてきたわけでございますが、新学習指導要領の趣旨には「持続可能な社会にふさわしいエネルギーの利用のあり方」というこういうふうなことが大命題として入っておりますので、それをとらえながら、今後エネルギー環境教育というふうな形に進めていく方向で、今試行の段階でありますので、来年度、小学校が本格的実施になりますので、そういうふうな観点からは正されていくものと、こんなふうにご考えております。

と同時に、各教科におきましては、例えば今ご指摘の放射線、電気、これは小学校と中学校の3年生で扱うような内容になりますけれども、こういうふうなものを教科の中に位置づけるとともに、やはり学校全体のエネルギー環境教育として、教科ばかりではなく各教科の横断的な内容というふうなところで、それが総合的に学習されるというふうなところも盛り込みながら、試行の中で実践しているところでございますので、いずれ本格的なエネルギー環境教育というその一分野が確立さ

れると思っております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 丁寧な説明をありがとうございました。

これはちょっと新聞情報であります。先日、電気の利用という授業の話が載っておりました。その中で、ことしなんです。文科省と経済産業省で作成した副読本、これが全小中学校に配布されているというような新聞記事がありました。この辺は理解しておりますか。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） そういう情報があるというのは理解はしております。ただ、その利用について具体策はどのようになっているかということは、まだ確認しておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 利用についてはこれからという形かと思えます。

その副読本のちょっと内容につきましては、放射線の基本知識やウランの核分裂による原子力発電の仕組みなどが書かれているようであります。この副読本とワークシートを使用して、茨城県の大洗町立磯浜小学校で行われた「電気の利用」の授業内容の記事がちょっと新聞に載っていました。

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機など電気製品の光や熱、そして運動の話から、最後は原子力や風力、太陽光発電などの発電方法まで発展させた授業だったようであります。ワークシートや副読本などを使った授業例も、今年度中にサイトで公開されるようでありますので、ぜひこの辺は参考にしていただきたいと思います。これについては答弁は結構であります。

それで、1点お伺いいたします。

生徒や児童に正しく教え、理解させるためには、

エネルギーに関しての教員の正しい理解が必要ではないかと思っております。これについてはどのような対応を図るのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） まず、教える側の資質ということだと思いますが、環境教育につきましては本市でも、各学校にその環境に対する市の出先として係を1名つけるというふうなことを前からやっておりますけれども、今後、エネルギー環境教育というのは新しい分野でございますので、各研修会等、または民間の講習会であろうとも、そういう情報をこちらのほうでも積極的に集め、教員のほうにはPRをしていきたいと、こんなふうに考えているところでです。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 今、研修会とかこれは民間の研修会にでも情報を集めてというお話がありましたので、ちょっと1点だけ。

これは千葉県で行われたものであります。教員を指導する立場の栃木県総合教育センターの職員に、私も東京電力なんです。東京電力の社員を講師に迎えまして研修会などを実施されております。このような取り組みも行われておりますので、これも参考にとということでお答えは結構でございます。

では、3番目の公共施設の太陽光の設置について、若干質問させていただきたいと思えます。

この新エネルギーの発電設備の教材としての活用であります。太陽光発電で高林小学校とか三島中学校、また給食センターなどに設置されているかと思えます。この辺の電気の発電量、そしてあとまた学校の電気の使用量、こういうものについて検証されているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） まず、学校では一番最初に高林小が太陽光を設置しておりましたけれども、そのどのくらいの発電量と、それからどのようにその発電が利用されているかというふうなことは、統計として教育委員会のほうではつかんでおりますが、実際に高林小学校の中でどのように児童がそれを教材として扱っているかというところについては、まだ不明確なところがあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。今のところはよくわからないということかと思えます。

この設置した理由、こういうものも多分もちろんあるんだろうとっております。1つは、まさにこれからの新エネルギーについてどのように考えるか。その考えるときに、やはり太陽光発電がどういうときにどのくらい発電する。こういうことをやはりしっかり教える教材になるんだろうと私は思います。まさに自然エネルギー、大変私も重要だと思っておりますが、なかなかコストという面では非常に高くかかるものであります。そういうことを、やはりせっかくついているところありますので、教育の教材としてぜひつなげていただきたいと、このように思っております。

ちょっと変わりますが、市内におきましてはバイオマス発電、この辺が当然那須塩原市のクリーンセンターもそちらに入るのかなと思えます。また、バイオマスにつきましては県の農業試験場、これはふん尿を使ったバイオマスでありますし、そういう設備もあります。

そして、小水力発電、こういうものも疎水に設置されたり、そういう形で今設置がされております。そういうものを、逆に今後どのように教材として使っていくのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） まず、先ほどの太陽光発電の設置の学校の利用状況についてですが、これは今後耐震とか改築のときに、太陽光も新エネルギーとして、新しくするところには太陽光を入れていくという方向で進んでおります。それは、学校はこれからの持続可能な社会におけるエネルギー環境教育という形で、新エネルギーをどのように使っていくかが今後の世界における日本の役割ということで、学校はその知識の基礎を教えることということをも十分理解しておりますので、それを通して今後このエネルギー環境教育を進めていきたいということが1つのところでございます。

その次に、ただいまご指摘にありましたさまざまなエネルギー環境教育に関する地域素材でございますが、これは一覧表ということで、本地区の施設にどのようなものがエネルギーの施設としてあるかということを一覧表にしまして各学校に配布し、そしてそれを説明しながら、総合的な学習及び教科で必要な折に見学がどのようにできるかという詳細を一覧にしたものを各学校に配布し、こちらのほうで説明をしているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。総合的な学習で各学校に一覧表を出して、進めていきたいというお話であります。ぜひそのような形でやっていただきたいと思えます。特に、那須塩原市は水力発電につきましては大変多くの設備を持ってあります。電力の発電基地というような形にもなっておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、ことしからでありますT E P C O塩原ランドにおきまして「自然エネルギー教室」、このようなものも開催しておりますので、ぜひ利用

してみたいかがと、これにつきましても提案とさせていただきますと思います。

これからのまさにエネルギー環境につきましても、生徒児童がしっかり理解をし、みずからが考えることが重要であると考えております。そして今後、次世代を担う子どもたちが、将来よき市民として見識のあるエネルギーの選択ができるように、ぜひすばらしい教育環境を整えていただけることを要望しまして、次に移りたいと思います。

3番の人材育成について。

人材育成については、人材育成基本計画のもと、市民に役立つ職員を目指して実施されていると思いますが、国においては地域主権戦略会議が設置され、規制関連では基礎自治体への権限移譲、義務づけ・枠づけの見直し、予算関連では一括交付金・直轄事業負担金廃止など、法制関連では地方政府基本法の制定、出先機関改革など地域主権が推進されてきております。

今後、自治体職員がみずから政策を考え、実行しなければならない状況となることから、お伺いするものであります。

人事評価制度の運用状況はどのようになっているか。

職員提案制度については検討実施が予定されているが、どのような状況か。

自己啓発の推進、職場・職場外の研修はどのようになっているか。

今後地域主権改革が推進されてくると思うが、地域主権改革に対応するための人材育成や研修についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 11番、眞壁俊郎議員の市政一般質問にお答えをいたします。

人材育成についてのご質問でございますけれども、4点について順次お答えをいたします。

まず、 の人事評価制度の運用状況についてですが、本市の人事評価は第1段階としての「姿勢・適性評価」、第2段階としての「能力評価」、そして第3段階としての「業績評価」という形で、段階的に導入することといたしております。

第1段階の「姿勢・適性評価」は、係長以下の職員を対象として平成22年6月から本格導入をいたしております。また、第2段階としての「能力評価」は、課長、課長補佐、施設長などのいわゆる管理職を対象として、その能力向上などを目指し、「管理能力評価」という形で9月から3カ月間の試行を実施をいたしております。

次に、 の職員提案制度についてお答えをいたします。

職員提案制度は、職員のアイデアや意見を「よりよいまちづくり」や「市民サービスの向上」、「業務効率の改善」などに反映させるとともに、職員が創意工夫する意識を育成しようとするものでありまして、行財政改革プランの事務事業として取り組んでおるところでございます。

現在の状況といたしましては、実施要綱などの検討を実施しており、職員個々の意識改革と新たな発想による事業の実施や業務の改善を図るという視点から、今年度中に職員提案制度を実施していきたいと考えております。

次に、 の自己啓発の推進、職員研修についてお答えをいたします。

職員研修につきましては、管理監督者が所属職員に対し日常の業務を通じて職員に必要な知識や技能、問題解決能力の指導などを行う職場研修と、本来の業務から離れた職務を遂行する上で必要な基本的知識や専門的知識などを学ぶ職場外研修が

あります。

いずれの研修も、自己啓発や人材育成に不可欠なものとなりますので、今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、 の地域主権改革に対応するための人材育成や研修についてお答えをいたします。

地方自治体の自己責任、自己決定の範囲が拡大するという中で、自治体の職員には政策形成能力や法制執務能力の向上を図ることが重要になってくるものと認識をしております。

本市におきましては、法制執務の基礎的、実践的な知識や技術を習得し、能力の向上を図る目的で係長級職員を対象とした市単独研修を実施しています。また、栃木県市町村職員研修協議会が実施する政策法務実践講座などにも参加をしており、これらの研修の一層の充実などで地域主権改革に対応できる人材の育成につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、順次質問してまいりたいと思います。

まず、人事評価制度であります。人事評価制度というのは職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、公正に評価して、能力開発や処遇などに活用する制度であります。また、特に人材育成を目的に、人を育てるための制度であると私は思っております。

先ほど、人事評価制度の運用状況については、現在能力評価あたりまでというお話でありました。人材育成基本方針の中で、これ具体的な方策であります。として能力評価の実施、として面接及び評価に関するフィードバック、として自己評価の導入、として評価職員研修の充実、として昇任、昇格、昇給への反映と、として、

これは最終的にですが、目標管理による業績評価ということであると思います。

少しこの辺の内容も含めまして、先ほど市長からお話があったんですが、もう少し詳しく今の状況について、あと職員はこの評価制度についてどのように考えているのかというようなお話があれば、お聞きいたします。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 人事評価制度の進捗状況ということで、先ほど市長が申し上げたわけですが、段階的に導入していくという中で、今年度は6月から姿勢・適性評価ということで本格的な導入を図ったというところでございます。対象等については以前申し上げたとおりでございますけれども、これは6月から11月末日まで実施をして、12月中に所属でまとめ上げまして、最終的には1月の部長の人事に関するヒアリング等でそのものを活用していくという形でございまして、現在ちょうど中間のところ、6月からやっておりますので9月ということで半ば過ぎたというところでございます。

それぞれの課では、係長と担当者の面談がされていると思いますし、その後は係長と課長というところもありますし、担当者と課長の面談というところもあるかと思います。

先ほど議員のほうからもお話がありましたように、この姿勢・適性についてはだめな職員をつくるわけではありませぬし、底上げを図っていくということですので、一番重きを置いているのはやはり、ただいま申し上げましたように担当者との面談というところに重きを置いているわけでございます。いつの時代でも、上司がどういうふうを考えているかわからないとか、部下が何を考えているかわからないというようなところも結構ありますので、そういう意味では、この面談を通じて

通常の業務の話であるとか、そういったことも含めて話せる機会だというふうにとらえておりますので、これについては12月までかかりますけれども、その評価は出てくるのではないかというふうな気がしております。

それから、管理職については9月1日から試験的な導入を図りまして、9月末までに、職場においてはかなり広範囲なところがありますので、部長が把握できないところがあるというようなことで、9月の試験的な導入を図る前に、補助者をつけてまして、補助というのは課の中の係長を選ぶとか、課全員が選ぶとか、そういった補助者を選んだ後に試験的な導入に入ったというところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。本当にまさに今、この人事評価制度が始まった状況だということであります。

ちょっと1点ご質問したいんですが、現在昇給制度とかありますねよ。こういうものをどのように職員が昇給していくのか、そういう制度というのはどんな形でやられていますか。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 通常は在職年数等々によって等級が上がっていくということになりますけれども、係長以上についてはそれぞれのところで評価をして、昇格させていくということになります。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 係長以上については評価をしているということですが、その評価の仕方、そういうものをちょっと具体的にお話ししたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 今までについては、この人事評価制度というのはありませんでしたので、それぞれの日常的な業務の内容を総合的に判断するということで判断しておりました。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。なかなか人の見る目というような形、これは人事評価制度が入っても多分同じだろうと思います。それにつきましては了解いたしました。

あと、この人事評価制度、最終的にいつごろまでに導入を終わらせるのかお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 先ほど申し上げましたように、姿勢・適性評価については本格導入しましたけれども、管理者の能力評価については今試験的に導入しているということで、最終的なものに至るまでは今後の課題ということで、この試験的な導入がどういう結果を出すのか、それらを踏まえながら今後の課題ということで、いつごろということについては明言できません。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、またちょっと別な関係であります、人材の活用ということで、人材育成基本方針にも示されておりますが、自己申告制度の導入、また職員公募制と希望降格制度、昇進試験、このようなものが検討されていると思いますが、現状についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 本市においてはまだそのところまでは検討しておりません。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。その自己申告制度の導入とか、まさに職員公募制、これに

についてはやはり職員のやる気を引き出す制度であると私は思っております。また、職員の意見・要望を聞くことが非常に重要な部分になるんだろうと思っております。制度の確立は早急にやっていただきたいなと思っております。また、それに合わせまして、職員の意見や要望をしっかり聞けるような体制づくりを早急に進めていただきたい、これは要望したいと思います。

現在の昇給制度につきましては、やはりまだまだ客観性や公平性・透明性に欠けているのかなと、このように思っております。ぜひ、より客観性や公平性・透明性の高い人事評価制度を早急に確立して、最終目的であります人材育成につなげていただきたい。このことを要望しまして、のほうの職員提案制度に移ります。

職員提案制度につきましては、行革プランの中にちょっとあったんですが、平成17年度から検討しているという記載がされておりました。17年というと随分もう時間がかかっているなというイメージがあるんですが、この辺について、なぜおかれているのか理由がありましたらお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 職員制度について、なぜおかれていたかというようなことですが、言いわけになるかもわからないんですけども、検討したということでございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） わかりました。それ以上突っ込みません。

この職員提案制度という目的は、先ほど市長のほうからもありましたが、一つは住民サービスの向上、もう一つが業務の改革・改善であると思っております。その中で業務の改革・改善の関係で

ありますが、民間につきましてはもう十何年前から入っております。特にトヨタの改善というのなんかは有名だと思っております。これは多分皆様もご存じだと思っております。

導入してから、かなり定着するまでにはやはりこれ時間がかかります。最初はやはり導入して、なかなかうまく進まない、こういう状況が続くと思います。やはり、これはぜひ早目に導入していただきたいなと思っております。特に、これはさっきも言ったんですが、住民のサービス向上につながるものでありますので、早急に検討なされて早期の対応をお願いしたいと思います。

一つ、この制度についてはどのようなシステムで入れていくのかというのが、もし考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 現在、職員の提案制度については事務レベルで実施要綱等を検討しまして、その後庁内でさらに検討を加えて今年中には実施していきたいと思っておりますけれども、システムについてもそこで検討していきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） はい、わかりました。そこで検討ということでございます。

まさに、サイクルを回してこういう形をつくっていくのが今のシステムになっているかと思っておりますので、ぜひそんなところも参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、研修の関係であります。

研修につきましては、職場の研修と職場外の研修ということで積極的に今進めているということでありました。また、今後の地域主権に対する研修につきましても、法務執務とこういう能力をつけられるような、係長以上で市で単独の研修を行

っているというところであります。また、県にも参加しているというような状況であります。

この研修につきましてはいろんな研修があると思います。那須北ブロック研修とか市町村アカデミー研修、こんな研修もあるのかと思いますが、この研修というのはどのような研修をやっているのか、もう一度ちょっと具体的にお話しいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、研修の内容ということですのでお答えしたいと思います。

まず、那須北ブロックの研修ですけれども、新採用の研修でありますとか接遇でありますとか、そういったことにあわせて専門的な地方自治の講座、民法講座、行政講座というようなこと。また、係長になった場合に必要となりますJSTとか、そういった研修を行っております。

県のほうになりますと、県の研修では先ほど申し上げましたような法制執務的な法務の基礎講座でありますとか、政策法務実践講座といいますかメンタルケースの講座というような、ある意味では北ブロック以外に専門的な研修になっていくというようなことでございます。

それから、そのほかの研修の中ではアカデミーの研修とか、そういったものについてはより実践的・長期的に、例えば2週間とか、そういう形の中で専門的な研修を実施するというところでございます。

内容については以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。内容につきましては大体わかりました。特に、県の合同研修というような形の中では、法務というようなところをかなりやっているということは了解いたしました。

この研修につきまして、元三重県知事の北川さんが知事の経験者として言っております。自治研修所からの研修はやめたほうがいいんじゃないかというようなお話をしております。その研修は、今まで従来の中央集権型を目指した、まさに管理をしやすい人をつくる研修ではないかというようなお話をしておりました。まさに、これからは政策を立案して人材を開発する価値創造型に変えていく、こういうことだということであります。

提案しておりますが、市長直轄で研修を行う仕組みにしてはどうですかなどということも言っております。ちょっと市長にお伺いいたします。この研修について市長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 職員の研修につきましては、先ほど総務部長から説明したようなことが今実証されております。当然、そういう中でさまざまな反省もされておるわけでございますけれども、ただいま出ましたように、各市ごとの研修もということでございますけれども、そういう部分につきましては私ども、研修ではございませんけれども、やはり初めて職員を採用しますと、それに対して数十分の話をしていただきまして市としての考え方を示したり、そういうことを実施することによりまして職員の意識を高めていきたいということでやっております。それは研修という意味ではございませんけれども。

今後、地域ごとの研修をという話でございますけれども、特定の部分が出てくれば私はそれは必要かと思っておりますけれども、一般的な中でのやはり知識をさらに充実していけば、それでやっていけるものというふうに思っています。特に地域としてのそういうことが必要なときには、それなりの対応を図っていくという考え方で進めていきたい

というふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 最後になりますが、まさに今後地域主権改革が推進され、地域主権が進展されてくれば、地方自治体職員がみずから政策を考え、みずから実行する機会が特段にふえ、そのときに法律の知識やその応用力が問われてくるのだらうと思っております。

法律の知識習得の研修や自己啓発は、地域主権改革に対応するための人材育成に大変重要な施策となると考えております。ぜひ、自己啓発に対する支援制度の整備や職場風土づくりを推進させ、研修につきましては職員みずからが政策を考え、そしてみずから実行できる人材育成がつながるような研修体制を確立することを要望しまして、人材育成につきましては終わりにしたいと思います。

4の地域活性化について。

那須塩原市においては、農観商工連携推進協議会などにより地域の産業や商業、観光などの活性化に取り組んでいるところであります。今後の市政運営にとって地域活性化策は大変重要な施策となることから伺います。

那須塩原市農観商工連携推進協議会の運営状況はどのようになっているか。

那須塩原市においては、アウトレットモール

や大型商業施設の開設、また黒磯・板室インターチェンジ開通などにより多くの観光客が訪れています。今後、地域の活性化にどのようにつなげていくのか。

国においては観光を成長戦略の柱に据え、先日、日中韓観光担当相会議が開かれ、5年後に観光客の倍増を目指す新たな目標が定められました。市にとっても、外国人観光客の誘致施策は必要と思うが、どのように考えているか伺います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 地域活性化について順次お答えいたします。

初めに、那須塩原市農観商工連携推進協議会の運営状況につきましては、9月7日、山本はるひ議員にお答えしたとおりでございます。

次に、アウトレットモールや大型商業施設の開設、黒磯・板室インターチェンジ開通などでふえた観光客を今後どのように地域の活性化につなげていくかについてお答えします。

昨年那須塩原市の観光客入り込み数は1,076万4,000人で、一昨年より142万5,000人増となりました。その要因として、平成20年7月にオープンした那須ガーデンアウトレットの入り込み数448万人が主な要因と考えております。

一方、平成21年3月に開通した黒磯・板室インターチェンジの利用台数は、昨年7月が約9万6,000台、ことしの7月が約10万9,000台と、昨年より約1万3,000台ふえている状況です。現在、那須地域の広域的な観光振興のため、本市や近隣市町の各観光協会で構成する「北とちぎ広域観光連絡協議会」が現在利用している「北とちぎの旅MAP」をアレンジした「お勧めドライブコース」の検討、さらに黒磯観光協会においても「七福神巡りルート」を計画しております。また、那

須塩原市内及び近隣市町へ回遊を図るため、那須ガーデンアウトレット等での地元物産展の開催や各種イベントなど、地元の「食」や「観光スポット」を紹介することにより地域の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、本市にとって外国人観光客の誘客施策は必要と思うがどのように考えるかについてお答えします。

本市における外国人宿泊数は平成19年が2,878人、平成20年が4,618人、平成21年が2,755人で、ここ数年9割以上が韓国・中国・台湾からの観光客であります。国においては、5年後に日本・中国・韓国を相互に訪問する旅行者数、交流人口ですが、2,600万人に拡大することで進めており、栃木県においても東アジア、特に香港を中心に誘客事業を推進するほか、受け入れ態勢を整備することで本県を訪れる外国人観光客の増加を目指しております。

本市においても、宿泊数の減少傾向に歯どめをかけるため、外国人観光客の受け入れは必要であると考えております。これまでも県主催による「外国人受け入れのためのホスピタリティー研修会」等を行ってまいりましたが、今後さらなる誘客を図るため、外国人観光客受け入れのための講習会などへの積極的な参加を呼びかけ、外国人宿泊客数の増加につなげ、温泉街の活性化を図っていききたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問をしていきたいと思いません。

最初の農観商工連携につきましては、さきの山本、櫻田議員の内容で了解しております。

のアウトレットモールへ観光客がたくさん来

ているというところでありますが、平成21年1,076万人。本当にすごい数が那須塩原市を訪れております。まさに要因はこのアウトレットモールなんだろうと私も思っております。

先日ちょっとアウトレットモールに行ってきました、やはり那須塩原市も宿泊に塩原・板室温泉があります。そういうところも誘客、そういうものが非常に重要なんだというお話をしましたら、やはりアウトレットの方も「まさにそのとおりだよ」というようなお話をしておりました。

その中で、お客さんはどんな動きをしているんだというちょっとお話をしましたら、ほとんどは那須へ来て、その後、帰りにアウトレットに寄って東京や首都圏のほうに帰る、これが今非常にふえているというような形を言っておりました。

そんな中で、観光客がどのようにこう動いているか、そんな調査なんかはしているのかどうか伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） アウトレットを訪れた方がどのような動きをしているかということですが、まだ具体的な調査は行っておりません。また、調査は行っておりませんが、状況的に見ますと、きのうも若干お話ししましたけれども、グリーングリーンへの土日の他県ナンバーの方がふえているという状況もございますし、また、きょう塩原温泉のゆりパークの関係者の方が見えまして、去年よりも5%増して過去最高だったというような状況も伺っております。

こういった状況から、那須に限らずアウトレットを訪れた方については市内への回遊も十分進んでいるのかなといった印象は持っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございました。

徐々に那須塩原市のほうにも足を運んでいるという状況でございます。この点につきましては結構であります。

外国人の関係の誘客活動であります。鬼怒川・川治温泉、かなり先行していると、これは新聞に載っております。那須の観光協会の業者もちょっと動き出したよというような情報がありました。そのような中で、やはり栃木県とかこの北那須の連携というのは非常に重要になるのかなと私は思っております。そういう連携を今後どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 外国人のお客の誘客活動をインバウンドと言っているようですが、そういった活動はこれまでも県のホスピタリティー講習会とかそういったものを通じてやってきたことは事実でございます。ただ、最近の状況で国の観光局が発表した推計値、7月でございますけれども、これを見ますと外国人の旅行者が87万9,000人日本を訪れているということで、7月としては最高というお話でございます。こういった中で、特に中国からの旅行者が急増して16万5,000人を占めているという状況でございます。

こういった状況の中で、これは新聞情報ですけれども、栃木県の観光物産協会が11月15日から5日間の日程で、観光協会の方が中国に日本の旅行をしてくださいというような売り込みに行くという状況もございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、那須の地域の観光協会なども誘客に向けた取り組みをしているということでございます。具体的に塩原温泉、板室温泉の方にお話は伺っておりませんが、こういった取り組みは今後重要であると考えておりますので、機会をとらえてお話ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。先ほどもありました県と連携をしているということでもあります。まさに、広域的に栃木県、そしてこの県北地区で外国人を誘客することは大変重要になるかと思っておりますので、ぜひ積極的にそのような対応をお願い申し上げたいと思います。

那須塩原市は新幹線の停車駅や高速道路のインターも2カ所あり、交通の要衝であります。温泉やスキー場など豊かな自然や観光施設を有しております。アウトレットモールや大型商業施設の開設により観光客入り込み数が1,000万を超えております。さらに今後、外国人観光客の増加も期待され、地域活性化につながるものと考えております。

最後になりますが、那須塩原のブランドでありませんが、ブランドの確立は大変難しい課題であります。U字工事がブレイクしたように、那須塩原、なまりと人間の素朴さ、これが私は那須塩原の売りかと思っております。まさに、栗川市長そのものだと思っております。ぜひ、なまりと素朴さでトップセールスを実施していただきまして、那須塩原市ブランド確立を目指していただけることをお願い申し上げまして、一般質問を終了したいと思います。

ありがとうございます。

議長（君島一郎君） 以上で11番、眞壁俊郎君の市政一般質問は終了しました。

鈴木伸彦君

議長（君島一郎君） 次に、2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 皆さん、こんにちは。

昨日、神奈川のほうでは災害があったようですが、この那須は、先ほどちょっと外を眺めましたら心地よい風が吹いているようです。天気予報によりますと、台風は日本海のほうを伝わっていくというような情報だったと思うんですが、なぜか神奈川のほうに行くと。天下の日本の気象庁でもその進路が読めなかったと、これも異常気象の影響なのかなとちょっと感じました。

では、議席番号2番、敬清会、鈴木伸彦、質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番、不登校児童生徒への市の取り組みについて。

栃木県の、病気や経済的な理由以外で学校を年間30日以上欠席した不登校の小中学生は、平成21年度県内で2,374人に上り、20年度より9人ふえております。また1,000人当たりのその数は13.9人で、神奈川県14.0人に次いで全国2位の多さとなっております。

そこでお伺いたします。

国・県などに比べて本市の不登校児童生徒数の推移はどのようなものであるか。また、その対応についてお伺いたします。

メープルの利用状況と今後の活用についてお伺いたします。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 不登校児童生徒に対する取り組みについてのご質問にお答えします。

に関しまして、本市の不登校児童生徒の推移でございますが、過去3年間においては平成19年度が237名、平成20年度が216名、平成21年度が217名で、1,000人当たりの出現数はそれぞれ22.0人、20.1人、20.3人となります。全国の1,000人

当たりの出現数は平成20年度、21年度ともに減少していますが、県と本市は平成20年度で減少し、21年度にはわずかに増加しております。なお、本市はいずれの年度においても全国平均、栃木県平均を上回る結果となっております。

不登校児童生徒に対する対応は、再登校支援策として児童生徒サポートセンターの相談業務、適応指導教室ふれあい、あすなるによる通級指導、そして宿泊体験館メープルによる宿泊しながらの体験活動による指導があります。また、ハイパーQ U検査の活用による学級経営の充実、市採用教師の配置などにより不登校の未然防止に取り組んでいるところでございます。

の宿泊体験館メープルの利用状況と今後の活用についてでございますが、平成21年度の利用者数は延べ55名で、小中学生が50名、保護者が5名でございました。小中学生の利用実人数は29名で、このうち14名が適応指導教室や学校との連携した指導のもと、一部復帰を含め学校に復帰しております。今年度は8月末現在で既に延べ56名、実人数で34名の小中学生が利用しております。

宿泊体験館は「宿泊を通じた人とのかわり」、 「自然を生かした体験活動」などにより「人とのかわりを楽しむ」、「社会性を身につける」、「自信を持つ」といった心のエネルギーを高めることを目的としています。平成21年度における利用者のアンケートと学校への復帰状況から、施設の有効性が実証されつつあると考えられます。

今後とも、「宿泊体験館メープル」の設置目的や運営状況について周知を行い、市民の理解を得るとともに不登校対策として施設利用を促進していきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

先ほどの中で、やはり全国的にも多いというその栃木県の中でも、やはり那須塩原市は出現率が非常に高いという現状だというふうにお伺いしました。

それから、出現率についても1,000人当たり20人という数字をまだ切ることができていないという状況であるということですが、まず、その現状がなぜそういう状況なのかということについて、教育長の所見をいただけますか。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） まず、不登校児童生徒の出現でございますが、これは個々人、各個人の状況によって千変万化でありますので、その個々人の状況に応じた指導ができるように、これは各学校の不登校対策教員を中心としながら学校体制の中で進め、なおかつ通所学級ということであるとなるとサポートセンターがありますので、その教育相談員と同時に連携をしながら進めているところでございますが、なぜそのようにというふうなところは、今原因を追求しているところでございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今の答弁は、対応してくださっているというような内容だったと思います。

なぜ多いか、この地域がどうしてこのように出現率が高いのかという数字的な理由はまだわかっていないということでしょうか。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほども申しましたように、不登校の小中学生の事情というのはその個人個人によって違いますので、家庭の環境、それから経済的状況、すべての分野に原因がわたると思います。それで、こういう理由で不登校が出ているという積極的な統計ということでは考えてはいないというところの答弁でございました。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 不登校という問題は、私も質問するに当たっていろいろ考えてみました。確かに、教育長のおっしゃるように個々の問題であって、そこをまた深く探ることはなかなかできないのかなというふうにも感じております。

ただし、なぜ那須塩原市だけは出現率がこう高いのかなということについては、やはりこれからも精査していただきたいと思えますし、不登校という言葉が世間でこう大分耳なれしていますけれども、年数もかなりたっているということからすると、ある程度この地域性、何かそういったものの原因みたいなものがあるのかなとか、那須塩原市の教育環境に何かあるのかなというあたりがお聞きできればよかったかなと思えますが、その点についてはまだはっきりしていないということで、わかりました。

次に、不登校の生徒の将来を考えたときに、教育長としてはその児童生徒たちの将来に対して、どのような問題があるかということについて、ちょっとご所見をいただけますか。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほど幾つかで答弁した中に、宿泊体験館の中で不登校児童生徒の接し方ということで、宿泊を通した人とのかかわり、自然を生かした体験活動等により人とのかかわりを楽しむ、社会性を身につける、自信を持つといった心のエネルギー、つまり将来にわたって生きる力の養成というふうなことを主眼として、不登校児童生徒の指導に当たっているというふうなことが言われると思います。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 大卒で確かにそのようなことかなと思います。私が単純に感じるのは、不登校児が学校に行かなかったことによる学力の低下、

それから人との接し方ができないということ、将来において一言で言えば自立ができないのではないかと、そのことが一番問題になるのではないかなというふうに考えます。

また、その親御さんがいるわけで、そういったことの心配に対する親御さんの心労的なものを持たれている親もいると思いますし、逆に家庭の事情ということで愛情不足、そういう関心がない親によって生れている不登校児童もいるのかなと思います。いずれにしても、社会で自立できなくなるような子が義務教育課程で生まれてしまうようなことでは、那須塩原市の教育としていけないのではないかと。

ですから、やはり減らすことに全力を注いでもらいたいというふうに思いますが、ちょっとここで違った、時代の影響もあるのかなと思います。市長にちょっとお伺いしたいんですが、市長の時代には不登校生徒というか、学校に来ない同級生、そういった子どもたちはどうだったのでしょうか。ちょっとお伺いできませんでしょうか。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 私の時代でも不登校はあったというふうに認識をしています。どういう理由かはわかりませんが、やはりあったことは事実です。そういう中でも全然来ないというのではなくて時々来ないという、そういうさまざまなことはありましたけれども、私が育ったころは、ある部分では学校生活は連帯責任という感じの中でいましたので、そういう来ない人でも来れば、やっぱりこうお互い学校の生徒同士の中での話というのは結構あったのかなという認識をしています。

それが不登校だったかどうかということになると、その定義に触れるかどうかはわかりませんが、そういう中で学校へ行けば一つの単位の中

で、生徒の単位ですね、班というんですか、その中で生活の中では一緒に生活したという記憶がございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今の質問は、不登校という言葉は割と新しい響きだなと思うんですが、やはり市長の時代、それから自分の時代はほとんどいなかったような気がするんですが、私のおじの時代、今生きていたら80前後ですかね、山学校なんていう言葉があって、リスとか鳥をとって学校に行かなかったという時代もあったという。それでも社会へ出て、そのおじに言わせるとちゃんと人を雇って自立して生涯、そのおじはもう亡くなっていますが、ちゃんと子どもも4人育てて、ものがあります。

ですから、いつの時代にも義務教育に課せられた枠の中で当てはまる子どもだけではないのかなというところに、少し問題はあるのかなと思うんですが、いずれにしても、やはりどうしても子どもが将来の自立に向けていくと学校教育の中でしっかり、読み・書き・そろばんではないですけども、社会に適應できるような学力と人のかかわり合いというものを身につけていくという指導を、学校で学ぶのが一番いいのではないかと、そういうふうに思うわけです。

原因がわからないということなんですけれども、減らない中で、今の現状の中で工夫というものはどのようにされているか。メープルのことはちょっと別としまして、これは今の現状施策の中で自立支援サポートセンターがある中で、今のままでずっとやっていけるんでしょうか。その辺ちょっとよろしくお願いします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 先ほどのですが原因がわ

からないというところは、その前に各個人の諸々の原因というのがあって、これが全体で、不登校というのはこういう原因があるからということではないということをちょっと申し添えます。

例えば、友人関係、これが困難で学校に来られない、家庭環境で経済的なものがあるから来れないとか、それから家庭の両親との関係がまずくて学校生活ができないとか、それから本人に怠惰の傾向があって行けないとか、非行の要因があって行けないとか、原因というのはいろいろ個人にあります。ですから、これだというふうなことは言い切れませんということで申し述べたところをちょっと説明しておきます。

それから、自立ということで、今主眼を置いているのは、簡単なことを言えば居場所を探してあげると同時に本人に生きる力と、先ほど説明しましたがいわゆる生きる力、自立心でございますので、そういうものがつけられれば何とか乗り切れるのではないかなということから、人とかかわりを主眼に置きまして、これを何とか改善できるようなサポート、つまり支援を行うということでこれからも続けていきたいと、こんなふう考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

今、教育長が、個別に家庭の経済とか親の問題とか、本人の気力の問題とか、そういう部分を幾つかこうきちんと把握しておられて挙げていただけたと思います。そういう生徒児童が一人一人思っているところの、そういうところを見極めるといいますか、カウンセリングするといふんですかね、そういう対応というのは今どのようにやられていますか。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの質問でござい

ますが、一応カウンセリングというふうなものを主眼として、教育相談を主に進めるわけですが、カウンセリングには各学校には臨床心理士における教育相談、それからカウンセラー、心の教室相談員というそういう制度、もろもろのところを使って現場では教育相談を進めているところでございますが、総括して市にも臨床心理士のカウンセリングができるように配置しております、そういうものを主に教育相談ということからその対応を進めているところでございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

カウンセリングでも児童生徒の中から聞き取りをしていると、実情はわかっているということではあっても、やはり横ばいの数字が変わらないというのは、これはあれですか、教育長からいたしますともうこの数字は定常化しているというか、対応するのみで減らすということは考えていらっしゃるんでしょいかね。その辺よろしく願います。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） この数値が定着しているというふうなことではございませんで、まずこの対症療法というのは、不登校が出現してしまった児童生徒に関してはこういうふうにしますよという、そのほかに、今申し上げましたように教育相談というのは、積極的な不登校の対策、防止活動でございまして、この教育相談というのは各学校で定時に行っている教育相談のほかに随時教育相談、それから担任が行う教育相談等、問題が出る前の未然防止としまして積極的な防止策というふうなのは各学校でとっているところでございます。

また、これからこの数値が定着するということでは、今後教育問題では大きい問題が出てくると思いますので、各学校、そして教育委員会も積極

的にこの数値を減らすような努力、対策はとっているところでございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） これでもいいわけではないということだと思います。

状況の判断としてわかりやすいのがこの数字なものですから、これをどうやって減らすかと、そこによって改善が見えてくるというふうに思いますので、今のようなことでちょっと質問させていただきましたが、またこれは子ども本人の問題だけではなく、その親の問題でもある部分が多いと思うんですね。その親に対しては、今はどのような対応をされているか、ちょっとお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 当然、これは児童生徒だけの問題ではなく、家庭環境にも十分な配慮とそれから状況調査をしなくてはならないということで、まず先ほど申しましたように、メールでも児童生徒の宿泊体験と同時に保護者が泊まれるというふうなこともPRをして、実際には保護者がそこで泊まって実体験をしながら、児童生徒の心理状況を親も体験するというふうな方向で進んでいるところでございます。

また、各学校での教育相談は当然子どもだけの教育相談では家庭での状況がわかりませんので、保護者の教育相談というのをおあわせて行っておりますので、そういう両面からの教育相談が行われているというのが今の現実でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 不登校については、私もこう質問しながら具体的な特効薬はなかなかないのかなと。あと社会の状況ということもあって、学校現場だけで全部解決できるとは私も思っておりません。そういった中で、少しでも生徒の様子を見

て、親なのか経済なのか、そういったところをこれからもしっかり、数字が少しでも改善されるように取り組んでいただければというところで、この問題についてはやめにしたいんですけれども、教育長の考えをもう一度じゃよろしく願います。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 当然、ただいま議員がご指摘のように、今後とも学校現場で、または教育委員会の大きな課題としてとらえることはこれ当然でございますが、先ほどの原因の中で、やはり統計の中で一番必要なものということ順次考えておきますので、例えば、昨年度から実施しておりますハイパーQ U検査というふうなものは、やはりこの未然防止の最たるもので、学級の親和的な状況ということで、過日教育委員会点検評価報告でも述べましたけれども、そういう原因が積極的に防止できる方法とはどういうものかというふうなこととか、いろいろなものを探っておきますので、その都度対症療法にはなりますが、積極的な防止策としてとらえているところでございます。

なお、今の学校復帰率というふうなものは、延べ人数でメールの56名というふうに先ほど申しましたが、実際には実人数で34名のうち14名が復帰したということは、約半数の者が復帰しているということで、実際にメールとそれから通所学級のサポート、あすなるとの関係の3つの相互作用から、ある程度復帰が望めるというふうな傾向が見られますので、今後、私どもの課題としましては、この不登校対策としての施設の利用、これをいかに教職員並びに地域、保護者に浸透させていくかということが大きな課題として今考えているというところでございますので、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今の答えの中にメールのことがある程度お話が出てきたんですが、私の質問もこのメールのほうに移らせていただきます。

メールの利用状況ということですが、実は事前にいただいている資料がありまして、その中でちょっと確認させてください。当初整備というのは7,017万1,316円であるということと、それから平成21年度の事業費が3,087万564円だったかどうかだけ、ちょっと先に確認させてください。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） その前にちょっと、先ほど34名中14名と言いましたけれども、実人数19名のうちの14名でございます。

それから、今議員のほうでいただいた平成20年はそのまま7,017万1,316円、そして21年度の運営費関係としまして3,087万564円でございます。そのとおりでございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 大枠、初期の整備が大枠大体7,000万、それから昨年度の事業費が大体3,000万というところで考えていきたいと思います。

メールについては、子どもの宿泊日数が35日、実人員では29日ということでしたけれども、その事業費3,000万を29日で、嫌らしい言い方なんです、はかると1人当たり106万円、それから1日当たり88万円という数字が出てまいります。その辺のところはどのようにお考えか、所見をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） その点に関しましては、費用対効果ということかと思えますけれども、私もそこまでよりは現場を利用していただける小中の児童生徒がいかに学校に復帰するかということを中心としておりますので、それに対する施設の充実というふうなことからすれば、これは仕

方がないというふう考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） そのような回答がいただけるだろうと思いながら質問させていただきました。お金だけではないということだと思います。

であります、やはりこう税金は税金ですので、先ほど話の中にあっと思いましたが、やっぱりこうせっかくつくった施設ですからでは29人とどめるのか、それから日数にしても35日なのか。やはりもう少しこうキャパとしてはあるかどうかという意味ではどうでしょうかね、ありませんか。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） これは8月末現在で29名から56名、つまり実人数が34名になりましたので、若干ではございますがふえております。また、キャパがというふうな質問でございますが、キャパについてはさらに児童生徒を受け入れる、そういうところはあります。

その結果、先ほども私が申しましたように、今後のメール等の課題につきましては、この利用の中身、それから効果、そういうふうなもののPRを通してさらに不登校児童生徒の利用と、それからそれにかかわるご両親並びに関係者の利用を進めていきたいと、こんなふうな課題を述べたところでございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 効果という部分とそれからキャパですか、能力がどれだけあるか。能力はまだありますという答弁だったと思いますので、かといって、これ以上不登校児がふえていくということはないと思っていますので、どんどん受け入れられますということではなくて、効果ですか、29名中10名が復帰しているという効果のほうを見るのであれば、那須塩原市だけではなくて、せっかく

あれだけの施設、それから職員の皆さんがいるということでもありますので、大田原、那須町、または栃木県全体、もしくはせっかくのこういう施設ですから首都圏に発信して利用していただくなどという考え方はお持ちでしょうか。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまのは、このメープルを開校するに当たっての主な論点でございまして、本地区の不登校児童生徒の対策のための市の施設ということを最重点ということでスタートしましたので、今後、この結果がどのようなかというふうなことを見定めながら、効果をしっかりと検証した上で、その点で不登校児童生徒が減少してくれば、また余裕があれば、そういう観点も出てくるかと思いますが、現状では本市にどのように貢献できるかということの主眼にやっていきたいと、こんなふうに考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 確かに、開設してから満1年しかたっていないと、2年目に入っているということですから、今性急にどうのこうのということではないと思いますが、能力がまだあるということと、効果があるということの2つからして、過大でない施設であるのであればそのような利用方法、それだけの利用効果があるので将来的に見てよその地域にも県とタイアップするとかして、補助金等の関係もあるとは思いますが、そういう方向も私は考えてみていただいてもいいのかなというふうに感じております。

また、現地へ行ったときにカヌーが置いてありまして、塩原でもカヌーができるということは、ちょっと外れてしまうかもしれませんが観光にもなるでしょうし、その子たちがカヌーを利用することによって健康にもなるという、あそこではカヌーができるんだということはすごくいいことだ

なというふうに思いましたので、それを広く広めるという意味でも、メープルという施設をとにかく有効活用していただきたいと、そのように思います。

私はこれからの推移を見守りたいと思いますし、せっかくの施設ですから、私も教育長と同じで、市の児童生徒が現場復帰して、また学校で元気に暮らせる、そして人として自立していけるような形になるための施設だということで、全力投球で市のそちらのほうの取り組みをやっていただきたいのと、今の段階ではそういうふうに思っておりますので、この質問についてはこれで終わらせていただきます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 食事が終わってちょっとほっとしたところであります。午前中は義務教育課程の小学校、中学校の話でしたが、午後は高校、大学、また卒業レベルの若者について少しここで質問させていただきたいと思います。

2、若者の雇用対策について。

若者が就職できないということは本人の自立だけでなく社会問題であります。厚生労働省によると、若者（15歳から24歳）の完全失業率は9.1%（平成21年度平均）と、依然年齢計（5.1%）に比べて相対的に高水準で推移しており、フリータ

ーについても平成15年の217万人をピークに5年連続で減少したものの、平成21年度には178万人と6年ぶりに増加しているなど、厳しい状況にあります。さらに、昨今の経済情勢のもと、新規学卒者の就職状況についても厳しくなることが懸念されるところです。

この問題は、国に頼るだけでなく那須塩原市としても無策でよいわけにはいかないと考えます。そこでお伺いいたします。

那須塩原市として現状はつかめているか。把握していればデータなど、その状況はどのようかお伺いいたします。

市としてはこの問題についてどのような対応を考えているか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 2番、鈴木伸彦議員の市政一般質問にお答えをいたします。

若者の雇用対策についてであります、ご質問について順次お答えをいたします。

の本市の状況については、市内におけるフリーターの数につきましては、平成22年6月議会で岡本議員にお答えしたように、把握ができておりません。

全国における今年3月卒業の新規学卒者の就職内定率は、厚生労働省の調査によると大学が91.8%、短大が88.4%、高校が93.9%、中学が52.0%となっており、大学については過去2番目に低い水準で、就職が決まらないまま卒業した学生は推計で3万人余となっております。

栃木県においては、栃木労働局調査による平成22年6月末現在の就職内定率は大学が85.7%、短大が83.8%、高校が98.0%、中学が60%となっております。

本市における大学生の就職状況については把握

をしておりませんが、高校生につきましては本市を管轄するハローワークの調査による市内高校の今年3月卒業の就職者数は213人で、内定率は99.5%でした。

次に、 のどのような対応を考えているかについてお答えをいたします。

まず、国の若者雇用対策であります、40歳未満の若年者を短期間雇用し、その後の常用雇用を図る「若年者トライアル雇用」や年長フリーターや採用内定を取り消された学生等の正規雇用を図る「若年者等正規雇用化特別奨励金」などを実施しております。

また、新たな新規学卒者の雇用対策として、就職先が決まらないまま大学を卒業した人たちの対策として、卒業後3年以内までを「新卒扱い」として、雇用した企業に助成金を出す制度の導入を検討しております。

県におきましては、若者の正社員求人確保に向け県内の経済団体に要請を行うとともに、とちぎ就職支援センター「ジョブカフェとちぎ」において若者に対する就職支援を行っております。

本市におきましては、本年度の当初予算で緊急雇用創出事業として20事業、79人の雇用を図りましたが、さらに新たに51人の雇用を図るため緊急雇用創出事業の追加予算を今議会に提出させていただいたところであります。

また、中・長期的な雇用対策としては、農観商工連携事業の取り組みの一つである付加価値のある新商品開発により、新たな雇用の創出に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 答弁ありがとうございます。

では、昨年4月のデータがおおむねだったと思

います。この問題は、夏ぐらいから雇用対策、景気対策がうまくいかない中で、来年の新卒者に向けては今のデータよりもかなり悪化するのではないかという予測が立っているところです。

この問題を考えるに、原因は何かということ。その前に市の現状というのがつかめていないような気がします。確かに、フリーターとかそれから非正規雇用の数が、私もちょっと調べたんですけども、那須塩原市近辺は出てこないんですね。それがいないわけではないと思うんです。隣近所を見ても、きちんとした正社員で働いていますという若い人ですか、働いていないといいますが、そういう人がやっぱりぼつりぼつりいるというのが、データではない私の周辺から感じ取る状況であります。

そういうことと、新聞紙上で出てくる中で、これは大問題ではないかなということで、ここで質問をさせていただいております。

まずですね、時間も全然ないわけではないので、この若者の失業ということの原因について、どのようにとらえているか、ご所見をちょっとお聞かせいただけますか。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 雇用関係が悪化している状況ということでございますが、第一義的には日本の経済がうまくいっていないといいますが、リーマンショック以降も含めてですね、日本経済が停滞しているという状況があると思います。

最近の状況でいけば、円高基調が強くなって企業については東南アジアとか、そういったところに新たな会社、工場を建てるといった状況になっているかと思えます。

そういった状況が続けば、当然、国内での雇用はなくなってくるわけでございますので、そういった経済が停滞している中での現象の1つ、雇用

がうまくいかないというのが原因しているのではないかと考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。部長の答弁のとおり、リーマンショック以降、世界経済が悪いと。では、日本だけが悪いかというとそうではないらしくて、中国でもだんだん何ですか賃金の格差があつてなかなかうまく仕事に就けない若者が多い。ヨーロッパ先進経済国でも国によっては、若者だけではなく全体の失業率が10%ぐらいあるという国もあると聞いています。

ですから、日本の失業率ですと、全体的には5.数%だと今思うのですが、それで、特にこの問題は、若者に関しては10%を超えているというのが8月だったですかね、報道で聞いております。要するに、若者の失業が多いと。で、円高で今の話のとおり、どんどん日本の国内の産業が空洞化して海外に行けば、もっと、もっと若者の職場がなくなっていくというこの日本の現状。それをきょうのテーマですけれども、国だけに、身近な問題でありながら国に頼っているだけでいいのかということの、最初に言ってしまいますと、皆さんへの問題提起、きょうからが問題提起として庁内での、何ていうかね、論点というか、問題点として扱っていただきたいなというところで、一般質問とさせていただきます。

そこで、では、市としてですね、もしこの若者が雇用がうまくいっていないということは、市にどのような影響があるかということをちょっと、どういうお考えがあるかお聞かせいただけますか。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 経済が停滞しているというお話はしましたけれども、7月の完全失業率については、0.1ポイントほど改善していると、全体ですけれども。で、若者についても9.9

から9.0ということで0.9ポイントほど改善している状況でございます。

一方ですね、県内といいますか、近隣、那須塩原市を管轄するハローワークの状況ですけれども、そういった中では大田原の公共職業安定所についても0.09ポイント上昇して、3カ月連続ということですが、黒磯のハローワークにつきましても、0.02ポイント上昇しているということで、何ていうんですか、求人のほうの件数はふえてきているといった状況でございます。

そういった状況の中で、若者の雇用をということではありますが、先ほども申し上げましたようにこの雇用に関する部分というのは、国の政策的な部分が大きな影響を受けまして、それぞれの国、県、市の役割があるのではないかと、私は、思っております。ですから、一概に市がどういう政策をすれば、市内の若者の雇用が図れるということは申し上げられませんが、そういった中でも先ほど申し上げましたように、例えば、市内に企業が来る場合には、そういったものの支援もする、そういった形での新規の雇用を図る、そういった対応をとりながら、若者の雇用の確保に努めていくのが市のスタンスではないかというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 市が直接、何ができるかということだとは思いますが。

で、そこにいく前に、若者の就職がどういうふうに考えるかということ、私の考え方は、まず、非正規、若者がちょっとわからないところがあるのですけれども、正規なのか、非正規なのか。非正規雇用、またはフリーターのような働き方をしていることに実態がない中で話をするのは難しいのですが、それが続くと、皆さん、ご存じだと思います、結婚ができない。で、結婚ができないとい

うことになれば、少子化も進むだろうと。で、また、その人たちが10年、20年たてば、本来は市民税なども払うわけですけれども、そういった税収面が落ちてくるということは、国レベルでも同じですし、市レベルでも同じ。そういうふうには考えられると思うんですね。

ですから、当然、国に対して、そういった対策に対する要望なり、何か出してほしいということは当たり前だと思うんですが、その中で、では、那須塩原市として何ができますかということで、これからですね、考えていく必要があるのではないかと。その中で、農観商工、確かにありますが、20品目ですか、の中で、少なくともそういうところからでも1人でも2人でも雇用を出そうということだと思います。

若者雇用につなげるためには、新しい産業、イノベーション、そういったことに市としても取り組む。今まででしたらば、工業団地で大企業を持ってくるという手法もあったのですが、空洞化している中で、それがなかなか難しいだろう、ではあるんですが、しかし、やっぱり努力するしないによっては結果の現れ方が違うのではないかと。ということで、市が今後、そういったことに目を向けてもらいたいということの、この質問は問題提起ということと、それから、とはいいいながら、さはさりなん、市が直接できることの中で、市が何ていうんですかね、企業に呼びかけたり、または、市が持っている外郭団体、市が関連している企業に対する採用、雇用の考え方で、正社員として入れていく、先ほど、何ですかね人事雇用対策というものは、余り若者にとっては好ましくない採用の仕方だと私は考えますので、できれば正社員、そうしなければいけないのではないかと思いますので、ちょっとまだ物の言い方難しいのですが、そういう方向での市ができるものというのはない

でしょうか。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 市ができることというお尋ねでございますが、黒磯ハローワークの所長さんともこの間、担当がお話をした中で、ハローワークとしても国の機関ですけれども、そういった中では、8月31日付で企業に対して文書を出すと、要するに23年3月卒業の新規卒業者の雇用を図って下さいという文書を出すということで、ハローワークとしての取り組みはしております。

そういった部分がありますので、市としてもハローワークとですね、もし、連携してそういう対応がとれるのであれば、ハローワークのほうと協議しながら、企業への新規雇用の拡大をですね、新卒者の雇用についてお願いをしていきたいという考えは持っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 私もハローワークにちょっと行ってみまして所長、黒磯公共職業安定所長、で、事業主各位ということで、新規雇用採用のお願いというのを出しているこの文書をいただきました。

で、市としてももし一緒に回っていただければ、そのような対応をぜひお願いしたいということでしたので、ぜひ、企業も厳しい折ですが、長い目で見て採用していただくという方向では今のお話はちょっとできるのかなということで、よろしくお願いしたいと思います。

また、市でできることは何かということで、単独でも苦しいながら商工会への働きかけとか、それから、確かに市の職員の採用という面でも一人でも減らせというのと、アクセルとブレーキどちらなんだということになるかもしれませんが、

考えてみてもらうと。

それから、これもなかなかアクセルとブレーキみたいなのところがあるんですけども、シルバー人材センターの仕事を若者にやってもらうと、で、技術を若者に教えてあげると。そういう取り組み、鉄は熱いうちに打てではないですけども、若い人だからこそこう学べる時期があって、その時期を逃すと、なかなか技術の習得が難しい部分があると思うんですね。そういう何かこう将来雇用につなげるような技術の取得に向けたようなもの、若者にも目を向けているという考え方、漠然としています、そういったものを検討できないだろうかというふうに考えます。

国も相当、民主党首選の中で、菅総理が1に雇用2に雇用、3に雇用、全くそのとおりだと思います。雇用がなければ安心した生活はできませんし、結婚もできないというのが実情だと思います。国のほうの発表からすると、8月17日付で菅直人首相は17日に景気打ち出しの見直しに減速が見られることを受け、追加経済対策の検討に入ったと。首相は、19日以降、関係閣僚を順次首相官邸に呼んで、景気の現状についても報告を受ける一方、日本銀行の白川方明総裁と23日にも会談、若者の雇用対策中心に経済対策の具体的な中身について判断するというようなことで、追加経済対策をやるということであります。国にあわせて市も何か新しい動きがとれるのではないかと思います、なかなか特効薬がない中で、そちらのほうに目を向けていただければと思います。

時間も来ていますので、改めて若年失業者の問題は何かということについて、ちょっと、結びにちょっと取り上げてみたいと思います。

若年失業の何が問題なのかを考えてみる。若年失業者の多くは、年金、医療、失業などの社会保険制度に加入していない、国民が連帯してリスク

に備えるという社会保険の趣旨からして制度の存続を危うくする。職業上の技術を身につける機会が失われる、当人にとっても日本経済にとっても先行き不安なものになる、上記のような理由から貧困を形成する可能性がある。犯罪、ホームレス増加などの社会不安をもたらす。身近な行政、市がそういった問題に取り組んでいただければということで、きょうは、問題提起ということでこの質問を終わらせていただきます。

続きまして3番のほうに移らせてもらいます。

3、市道N512号線の整備について。この道路は大田原市から西那須野地区の国道4号に向かってくる市道N1-22号線、旧国道400号の延長線上にあり、スーパーオータニの信号までは幅16メートルの両側歩道付きの道路であります。しかし、そこから市道N-218号線までの区間において道幅が約6メートルと急に狭くなり、交通安全性に問題が非常にあるのではないかと考えます。

また、道路の一部としての水路にふたがかかっており、この点についても騒音や路面の平坦性において支障があると考えます。

そこでお伺いいたします。

整備計画はあるかお伺いいたします。

交通の安全性や水路のふたの上を車が走る道路構造など、現状についてはどのような認識であるかをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 3の市道東三島512号線の整備について順次お答えいたします。

まず、の整備計画ですが、市道東三島512号線は、国道4号と東三島横線を結ぶ道路で、そのうち、国道4号から西富山・西三島線の区間が都市計画道路として整備が完了しております。

西富山・西三島線から北側の都市計画道路の位

置げがない区間の整備は西那須野インターチェンジや主要地方道西那須野・那須線などへのアクセス向上のためにも有効であると考えておりますので、西那須野道路（国道4号バイパス）の整備に合わせて改良する方向で検討しております。

次にの交通の安全性や水路のふたの上を車が走る道路構造についてですが、本路線にはふたがけされている水路があることから、道路の外側線処理により水路のふたの上をできるだけ車が走行しないような対策を講じております。

しかし、道路幅員が狭く車道の白線内で車のすれ違いができないことから、水路のふたの上を走行している車があることも承知をしているところです。

車が水路のふたの上を走行してもふたのがたつきなどによる騒音が出ないように工夫をしており、強度的にも問題はないと認識はしておりますけれども、車道部分以外を走行することは好ましくないと考えておりますので、道路改良を行う際に改善したいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 答弁をいただき、整備計画があるというふうにお伺いしたということですので、いいですね、それで。

合併する以前の平成十数年ごろから仕事上で、あそこはマンションがあるんですが、それを移設したりして、広域行政組合でもうほぼ決まっている、だからというようなことで、当時、西那須野町の都市整備課の指導を受けたことがありますので、ぜひやってもらえるのであらうと思っておりました。ですから、計画に入っているということではあったわけですが、確かにふたは強度上もあって問題はないと思いますが、やはり無理こう車、そこまでの道路が当然16メートルで立

派な道路なんですね。そこから、信号から急に狭くなっていると、なぜか人というのは、すぐにスピードを落とすわけではなく、割とあそこの道路を早目にスピードが出て、運転している人が多いのではないかと、スピードを出すのは、確かに交通規制上、守ってもらわなければいけないのですが、あそこは急に狭くするのではなく、先ほどのところまで整備していただければありがたいなど。

また、歩道がないことによって、あそこは三島中学校の通学路になっていることは、もう皆さん、ご存じのとおりで、いろいろな問題が生じます。若者のためにもぜひとも早い、予算のない中でも処置していただけるよう、重ねてお願いしたいと思います。

また、あそこは、もともと碁盤の目の地域と言われている一角でありまして、その奥もまた住宅、下水道などもできていまして、住宅が新しくできてきております。人口増加などもありますので、交通量もどんどんふえていくことになると思いますので、重ねて計画を実施の、早まることをお願いして、これを私の最後の質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、2番、鈴木伸彦君の市政一般質問は終了いたしました。

早乙女 順子 君

議長（君島一郎君） 次に、16番、早乙女順子君。16番（早乙女順子君）では早速、1番目の国勢調査についてから質問いたします。

5年に1度の国勢調査が10月1日に実施されます。今回は、大規模調査に当たり、調査項目は20項目が予定されています。国勢調査は、大がかり

にやる割には新聞をにぎわせている全国各地で高齢者の行方不明が出現する問題などでは何の役に立っていたのかわからない調査です。

いろいろと批判も問題もある調査です。でも、今回、総務省統計局が市民や自治体からの要望を受けて幾つかの点を改善しました。このこと自体は一步前進と言えます。

そこでお聞きいたします。

過去の国勢調査において問題が生じていますが、その問題をどのようにとらえていますか。

今回の調査から今まで国がかたくなに拒んできた「全世帯封入り提出」、そして、「郵送提出」がようやく実現することになりました。変更理由とその具体的な提出方法をお聞かせください。

国勢調査は、「人口に関する調査」ですが、国勢調査と市町村の固有事務である住民基本台帳を全国集計したものの、その2つを比較して費用対精度で考えるとどちらが効果的でしょうか。

以上、3点に対してお答えください。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君の質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 早乙女順子議員から本年10月1日を基準日として実施いたします国勢調査についてご質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。

まず、過去の国勢調査においての問題についてですが、総務省統計局では、前回の国勢調査の検証の中で、調査員が世帯を訪問しても接触できない事例や、世帯が調査票を提出したいときに提出できない、あるいは、調査員に調査票を見られたくないなどの問題を挙げておりまして、この背景にはプライバシーやセキュリティに関する国民意識の高まり、生活様式や居住形態の多様化などがあるととらえております。

次に 今回の調査から「全世帯封入提出」及び「郵送提出」を導入する理由と具体的な提出方法について、まず、「全世帯封入提出」の提出方法ですが、すべての世帯があらかじめ配付する封筒に調査票を封入して提出することになります。調査員は開封することなく市に提出しますので、調査票の記入内容を見ることはありません。

これは、前回の国勢調査で調査票の記入内容を調査員に見られたくないとする世帯が増加し、調査員による調査票の回収に困難を伴う事例も見られたことから導入されたものでございます。

次に、「郵送提出」ですが、調査票の提出方法を郵送提出にするか、調査員提出にするかは、世帯が選択します。

すべての世帯に調査票郵送用の封筒を配付しますので、郵送提出を選択される世帯は、この封筒を用いて直接市に提出することができます。

これは、調査員と会う時間の都合がつかない世帯や、調査員に手渡ししたくないという世帯のために導入されました。

なお、従来どおり、調査員への提出を希望される世帯については、調査員に提出することができます。

次に、この国勢調査と住民基本台帳の全国集計を比較しての費用対精度についてのご質問ですが、住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などの情報に限られており、人口や世帯を居住の実態に即して明らかにすることを目的とした国勢調査は、「少子高齢化に伴う人口構造、就業構造、世帯構造、世帯の住まい方などの変化」や「雇用の正規・非正規別の就業の状況」、「通勤・通学の状況」など、広く住民に身近な行政サービスを行う上で重要な情報を得るため実施に調査を行うものでございます。

実際には、衆議院の選挙区の画定基準、地方交

付税の交付金額の算定基準など、法令に利用が規定されています。総務省統計局では、今回の国勢調査は、日本の人口構造が大きく変化し、本格的な人口減少社会となって実施する初めての国勢調査となることから、従来にも増して正確かつ円滑に実施し、広く社会に役立つ統計を提供する必要があるとしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、順次、再質問をいたします。

まず、 に対するの答弁ですが、やはり、プライバシーの観点からの問題があったというふうにとらえているのだと思います。

それと同時に調査員の対応に対する問題とか、調査員が訪問しても会えないとか、調査票を戻すときにタイミングよく渡せないといった問題があったのだと思います。そのほかに問題はなかったかといった点をちょっとお聞きしたいと思います。

まず、那須塩原市では、都会ではないので余り該当しないのかもしれないのですけれども、ホームレスの人、あと、これは那須塩原市でもあり得ると思うのですけれども、外国人の人、そのほかに、さまざまな生育歴の結果として、文字が読めないとか、字が書けないなどの事情に対して、十分に人権に配慮した対応ができていないといった問題が上がっているというふうに聞いておりました。那須塩原市においては、そのような問題はなかったのかどうかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 前回の国勢調査での問題点ということでございますけれども、実際に、ホームレスの対応というようなことについては、市の職員が対応した事例等もございます。

また、外国人の調査というようなことでありま

すけれども、これについては、かなりの何ですか  
国の翻訳書かね、その説明書がございまして、今  
年度もちょっと正確には覚えていないんですが、  
7カ国が9カ国ふやしていると思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 一応、人権に配慮した  
対応がなされているというふうにとらえているの  
だと理解いたしました。

に対する答弁のところで、当然、世帯、封筒  
に入れて提出とか、郵送での提出ができるように  
なったというその理由はわかりました。

やはり、見られたくないとか、タイミングよく  
返却できないとかということがあったんだと思う  
のですけれども、同時に、今までの調査でいかに  
市民が嫌な思いをしてきたかということの表れで  
もあるかと思えます。

それとあわせてご苦労をかけている調査員の方  
たちもとても困難であったかということが明らか  
になったのだと思えます。

でも、封筒に入って提出されたり郵送で提出さ  
れてくるということは、実際、調査員による記入  
漏れの点検、確認というのはできないわけですね。  
ですから、市に届いてから職員が整理をするとい  
うことになるのだと思うので、とても事務整理が  
煩雑になります。職員が行いますので、その分、  
経費もかかるということだと思えるのですけれど、  
今回の調査、5年前と比べてさまざまな経費が発  
生しますけれども、5年前の調査と比較している  
かどうかかわからないのですけれども、どの程度経  
費がふえるというふうに、それは市の職員がかか  
わるということでの経費も含めて大ざっぱでいい  
のですけれども、何割とかというのでいいです  
し、何%というのでいいのですけれども、わか  
りましたら、経費が実際にふえているのか、ふえ

ていないのかでもいいですけれども、お聞かせく  
ださい。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 前回の調査と今回の調  
査で費用がどの程度ふえているかというようなこ  
となんですけれども、ちょっと申しわけないのだ  
ですが、前回の承知していないのですけれども、  
今回の調査に当たっては、4,440万6,000円ほど費  
用がかかります。

このうち、県委託金として4,440万、ほとんど  
県の委託金で賄えるということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 要するに市の持ち出し  
はなくてやる、当たり前のことですから、と  
いうことだと思います。

番に対することで、ちょっとお聞きしてお  
きたいのですけれども、実際にこの先ほど住民基  
本台帳は限られた情報しか得られないので、国勢  
調査とは違うんだと、国勢調査は市民に対するい  
ろいろな施策とか、そういうもので重要な情報が  
得られるので、必要なんだという位置づけなんだ  
と思えますし、国も重要、各種行政施策を立案す  
るために、基礎資料を得る上で、重要な統計調査  
だというふうに位置づけています。

でも先ほど、具体的にどんなものに使われるの  
か、幾つかお答えしていただいたんですけれども、  
衆議院の選挙とか交付税の算定に使われるという  
ふうに限定的な使われ方だけをちょっとお聞きし  
たのですけれども、那須塩原市で使われるのは、  
地方交付税の算定基準以外ではどんなことに使わ  
れておりますか。それを具体的に聞かせてくださ  
い。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 国勢調査の数字が那須

塩原市の計画にどのように使われているかという  
ようなご質問ですが、まず、私のほうの総  
合計画がありますけれども、総合計画の人口の実  
績とか、将来の将来推計、あるいは同じく総合計  
画なんですけれども、産業別の就業人口の推計、  
それと将来推計、こういうものに使われておりま  
す。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 大がかりで費用がかか  
る割には、今の数値、人口に関するような部分の  
ところで使われていて、実際に肝心な施策のとき  
には悉皆調査をしなければならないかということ  
で、実際にその調査だけで済むということには、  
各種計画などを策定するときはありません。ちょ  
うどここに第4期的那須塩原市の高齢者福祉計画  
もあるんですけれども、まず最初に使っている基  
本的な数値のときには、国勢調査人口よりという  
ことでしていますけれども、その後になると、も  
う実際に、利用実態とか、あと悉皆調査をしない  
と、実際には状況はわからないということで、結  
構、これ1つをつくるにしても那須塩原市単独で  
国勢調査とは違う調査をしなければならないとい  
うことなので、どの程度あるのかなと、この費用  
対効果で考えるとというふうに思ってしまうので、  
でもまあ、私にすると、そんなに大きな利用価値  
はないなと思って、仕分けにしていきたいと思います  
事業ですけれども、費用は全額県から来るしと  
いうことで、調査自体は十分に配慮、十分にプ  
ライバシーに配慮して、人権にも配慮して行うよ  
うに最近なってきましたので、とりあえず今回は、  
これでよしとするということで、次の質問に移ら  
せていただきます。

2番目の質問ですが、産業廃棄物最終処  
分場の立地規制方策等についてお聞きいたします。

昨年度末で3年目となる「産業廃棄物最終処  
分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関  
する調査研究」の報告書で、立地規制方策の方向  
性が示され、議会にも説明されました。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。

「産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資  
する周辺環境影響等に関する調査研究」の報告書  
をどのように活用するおつもりでしょうか。

立地規制方策の方向性の提案がなされました  
が、提案された方策は実行可能なものなものでし  
ょうか。提案をどのように理解し、市は何をすべき  
と判断しましたか。

水源保護条例制定に関して市の考えをお聞か  
せください。

全国各地で安定型の産業廃棄物最終処分場が  
できにくくなっている現状がありますが、那須塩  
原市にとって、参考にはなりませんか。

以上、2番目の1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、産業廃  
棄物最終処分場の立地規制方策等について4点ほ  
どご質問がありますので、順次お答えをいたしま  
す。

まず、ですが、「調査研究」をどのように活  
用するつもりかについてお答えいたします。

本年の6月議会でもお答えをいたしました  
が、まず、報告書は、地下水のシミュレーションモ  
デルとして産廃処理施設からの影響がどの地点に現  
れやすいかを確認し、施設設置の妥当性を検討し  
ているものであります。

また、地下水質の調査は、産廃処理施設が過度  
に集中することにより、本市の環境にどういった  
影響を及ぼすかを確認し、これ以上の産廃処理施  
設の設置が認められないとする根拠の1つとする  
考えとなっております。

市といたしましては、これらを踏まえるとともに、立地規制方策については、平成21年度報告書では、本市で有効なものとして土地利用による方策が示されておりますので、これを受け、本年7月に産業廃棄物処理施設立地規制方策検討委員会を立ち上げ、関係課による検討をしているところであります。

次に、の「立地規制方策の方向性」についてとの「水源保護条例制定」に関しましてあわせてお答えをいたします。

ただいまで答弁いたしましたとおり、庁内に検討委員会を設置いたしまして、「土地利用の方策」に加え、「水源保護条例」、「手続き条例」の3つの手法について、それぞれの課題の洗い出しを検討委員会内のワーキンググループにて行っているところであります。

最終的には、これらの手法のメリット、デメリットを明らかにし、どういう手法が本市にとって有効なものなのかを見きわめていきたいと考えております。

の「全国各地で安定型の産業廃棄物処分場ができなくなった現状」についてお答えをいたします。

現状につきましては、処分場の建設や操業が周辺住民の訴えによりストップされたという民事訴訟での事例かと思われます。これは安定型の最終処分場に搬入されるものに安定5品目以外の物質が混入する可能性があることなどを認め、現在の展開検査では防止は不十分と判断したものと思われます。

このことから本市といたしましても、国・県に対しまして、「安定型最終処分場」という類型を廃止するよう強く要望を続けているところであります。

また、これらの情勢につきましては、今後の産

廃対策の取り組みの参考としていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 報告書を読むと地下水のシミュレーションも出るので、産廃施設からの影響がどこに出るかとか、そういうものと、あとそういうことを確認していたりとか、汚染が発生した場合の広がり具合とかという部分のところ、実際にどういう影響があるのかということを行っているんだというふうに思いますし、今のご答弁でも、きっとそのようなことをお答えしたのだと思うのですが、地下水の調査をしているのが産廃の過度の集中にどういう影響を及ぼして、それで、それが産廃の設置が認められない根拠とするって、そのつながりのところで、そして、それを土地利用による立地規制に使うというこの流れのところを、どういうふうに、具体的に使っていくのかということをお説明してください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） シミュレーションモデルを地下水質あるいは土地利用とどういうふうに関係させるか、リレーするか、リレーと申しますか、関連させるかというようなご質問だと思います。

その点については、先ほど申し上げましたとおり、現在、検討委員会のワーキンググループの中です、その会議の都度、福島大の先生に来ていただいて説明を受けながら検討をしているところであります。

シミュレーションモデルにつきましては、以前から申し上げておりますとおり、まず、那須塩原市全体の、扇状地地域全体をカバーする、広い範囲ということになりますが、今までの中でデータとして先生の言い分ですと、まだデータが不足しているというふうなことを聞いておりますけれども、

40地点の、本数では100本程度のデータで那須塩原市全体の地域の今までの、特に、公共事業、学校建築とか、そういったいろいろな建築のときに、そのボーリングをしたりというふうな、そういったデータを使いまして、現在、そのシミュレーションモデルをつくっているというふうな状況であります。

今、申し上げましたように、市全体ということでもありますので、今、何が一番重要かということになれば、やはり、その全体の流れの中で、特に高林地区と申しますか、青木・戸田地区、そこからのものが一番心配になるわけですから、それをベースとしてその部分に対して密度を高めていくと、詳細なモデルにしていくというふうなことになるかと思えます。

で、もちろん、それらを踏まえながら、土地利用についてもですね、それぞれのデータをもとに一つ一つ関係する部分については、そういうデータを持ちながら土地利用も考えていくということが必要かと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） どういうふうにそのデータをつくっていくのか、私にはちょっとぴんときないのですけれども、ちょっと質問を進めて、2番、3番をあわせて先ほどのご答弁があったもので、ちょっと、なぜと思った部分のところをもう一度確認させていただきます。

先ほど、土地利用の方策と水源保護条例と手続き条例の3つの手法のそれぞれの課題を洗い出すというふうに、3つの手法という言い方をしていたのですけれども、これって、2つの手続き条例の課題を検討するというではないんですかね。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 3つの手法と申し

ますのは、1つは跡地利用です。2つ目が水源保護条例の点です。で、3つ目は、まさに産廃施設の立地に関してのいわゆる手続き条例というようなことが3つということになります。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 土地利用の方策を実際に具体的にしていくということは、報告書を読むとですよ、土地利用の変更に対する手続き条例をつくることだって言っているんですよ。ですから、この土地利用の方策というのは、土地利用の変更に対する手続き条例なんです。水源保護条例も手続き条例なんです。ですから、3つの方策という意味が、私には理解できないので、水源保護条例も土地利用の変更に対する手続き条例も、2つの手続き条例を検討するということ、その委員会でやろうとしているのではないですか。それで、そのどっちの条例も手続き条例というものを設置して、面倒な条件をつけて、そして、時間稼ぎをしてつくりにくくするというので、産廃を規制するのではなくて、手続き条例でつくりにくくするというそういう手法を使うということで、手法としては同じ手法。

それと、どちらも同じなんですけれども、ただ違うのがその土地利用のところでは、特定用途制限地域を指定する、そして、水源保護条例だったら、水源保護地域を指定するという、そのこの違いだと思うのですけれども、それなので、私はいつも指定をするときに、もう特定用途制限地域を指定するのも、水源保護地域を指定するのもその指定するときに、その指定する根拠をどうするかということで、水源保護条例をつくったときも悩んでいたわけなんです。だから、それが福島大学の調査が何か役に立つものがあるかという流れで先ほどの質問を聞いていたんですけれども、要す

るに規制の根拠と申しますか、規制の基準をつくりたい、そのことに役に立つ調査をやってほしいという、方策として土地利用でやるという方策は構わないのですけれども、それを求めてきていたんですけれども、私の解釈って、どこか違いますか。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 現在、検討しているものについては、その3つに分けて検討会で行っているということでありまして、結果的にですね、今、議員がおっしゃるように、土地利用の中では、そのやり方としてはやはり、やはりと申しますか、まず、第1段階としては、その地域住民に対して、その地域の、何ていうんですかね、将来の土地利用の考え方とか、そういった将来像について、やはり、その考え方を共有する必要があると思います。

いわゆる将来に向けての土地利用のルール確立というのが必要なのかなというふうに思うんです。

そういった中で、次の段階で、土地利用の将来のあるべき姿を描いた上で、新たな開発が出てくる、そういったときの事業展開に対してこういったゆる手続き条例というものでありまして、結果的に、条例的な数から申せば、水源条例とそういった手続き条例ということに結果としてはなるかもしれないんですが、方策としては、やはり土地利用ということもその、ただいま申し上げましたように、地域の方、住民の方の土地利用のルールというか、そういったものも当然経ていかなければならないというふうなことがあると思います。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 実際に、先ほどの方策検討委員会でしたか、設置してというところのメンバーと、どういう所属のどういうメンバーでやっているのか、お聞かせください。

それともう開催しているようなので、今までに開催したところで、検討した内容もお聞かせください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 立地規制方策検討委員会のメンバーの件ですが、先ほど申し上げましたように検討委員会とその中にワーキンググループということで検討委員会が私を含めまして9人の課長の10名であります。

企画課長、環境管理課、環境対策課、農務畜産課、農林整備課、商工観光課、都市計画課、建築指導課、水道管理課であります。

それと同じ課でワーキンググループとして12名というふうなメンバーであります。

現在までの検討会、会議ですけれども、ワーキンググループが5回開催をしております。で、1回目のときは、検討委員会のメンバーと一緒にしたので、この検討委員会の事務局のほうからこの検討委員会の考え方を提示してそれで終わりですが、2回目については、ワーキンググループとして7月30日に、この日は、福島大学の鈴木教授に来ていただいて土地利用に関する件、次が8月10日は、水源保護条例の検討ということで、これも福島大から中井教授に来ていただきました。

8月17日に土地利用方策ということで、このと

きも鈴木教授に来ていただいて、で、5回目は8月26日について、産廃施設の設置、いわゆる直条例になりますけれども、産廃施設の設置に関する条例ということで鈴木教授と中井教授に来ていただいて、の都合5回であります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この方策検討委員会というのは、報告書の中で言っている条例制定とその運用を図るための市長直属の機関として提案されている委員会ではないということのようですので、要するに条例化する前に、さまざまなことを検討する条例制定の前にやらなければならないことをやる委員会という位置づけで、その後、この報告書の中で言われている条例制定とその運用を図るための委員会というのを設置する予定にはなっているんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 現在、方策の検討委員会は、ただいま申し上げましたようにですね、関係各課からそれぞれの計画等がございますので、その観点からいろいろな意見を出していただくというものであります。

その出来上がってからのそういった条例で定めた検討会ですか、そういうものをつくるというふうなことは考えておりません。スケジュール的には、年内に方策、方向づけをして庁内で決定をしていきたいというふうに考えております。であります、議会のほうでも産廃対策協議会がございまして、その中で、水源、まちづくりのそれぞれの小委員会もございまして、我々のほうとしても中間報告という形で、情報提供しながらその辺は連携をしていく必要があるかというふうには思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私の聞き方がもしかすると悪かったのかもわかりませんが、この報告書の中に書いてあるのを読んでお聞きしたのでありますが、条例制定と運用に向けた手順というところに市長直属の機関として委員会を置くということになっているので、その委員会とは違うんですねと言って、その委員会を置くつもりはないですかと言って、条例制定をして置く気がないのではなくて、条例をするための委員会は置かないのですかと聞いたので、条例を制定して委員会をつくれと言っているのではなくて、その条例をつくるための委員会、市長直属の委員会をつくるという提案は、これは入れないで、その検討委員会で条例まで持っていくという理解でいいかどうかを聞いたわけです。

で、年内にどこまで今、お答えしたところで、年内にどこまでやるつもりでいるのか、ちょっと聞かせてください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 報告書で言う、その条例をつくるための委員会というものは、報告書で言っている話でありまして、それについてはまだどうするかということは検討しておりません。

で、スケジュールというか、年内にという部分でありますけれども、一応、今の予定ではあと3カ月程度でこの検討委員会としての結論を出していきたいなというふうに思っておりまして、12月には庁内で決定をしていくというふうなスケジュールにはなっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） その検討委員会としての結論を出したいということなんですけれども、どういう結論を出すのか、どこまで出すのかとい

うのを聞いたつもりなんですけれども、まず、条例を制定する直前までの部分でしたら、都市計画マスタープランにおける白地地域をどうするかとか、具体的にはですよ、とか土地利用調整計画における森林ゾーンに平地林と保全ゾーンを設けるかどうかと。そういう具体的な部分のところ、つまり、都市計画法に基づく白地地域にどうしたら特定用途制限地域の網をかけられるかということを検討するという委員会になるのかなというふうに思うのですけれども、それは条例制定の前にやっておかないと、ということは、地域の将来像としての土地利用調整計画を策定するということになってくるんだと思うんですね、手続き的には、で、現在、棚上げになっていますよね。その土地利用調整計画というのは。要するに、それを、それをつくるということまでやるということが、この検討委員会として結論を出したいということなのかどうか、何の結論を出すのか、ちょっと明快に言っていただけますか。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 結論につきましては、先ほど申し上げましたようにですね、どういう方策がいいかということでありまして、条例の中身までこうするというようなことではありませんで、先ほど来申し上げているように土地利用に関する関係からですと、具体的に申し上げますと、他の市町村の例を申し上げますと、例えばまちづくり条例とか、2つ目は、水源、まさに水源保護条例と、3つ目は、いわゆる産廃施設そのもの、いわゆる直条例、直接の関係ですね、そういった3つに関しての方策、これをどうするかというふうなことで結論であります。結論づけるということであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 土地利用調整計画でもいつかはつくっておかなければいけないものですよ。今、棚上げになっているので。それ自体は、実際にいつこの検討委員会とあわせて将来像をつくっておかなければいけない、どんな方策をとるかは別としても、将来像はつくっておかなければならないので、この土地利用調整計画というものは、いつぐらいまでにつくるおつもりなのか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 土地利用調整基本計画をいつまでにつくるかというようなことですが、既にもう1年間遅れているわけですが、先ほど、生活環境部長のほうから話があったとおりですね、庁内検討委員会で、今、方策を検討しているということですので、私のほうでは、その結果をまって、見きわめたいと、こういうふうに考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 大体どのようにしようとしているのかが、大体、想像はついたのでありますが、1つ、まちづくりでやるという土地利用でやるという部分のところで、よく三春の事例を挙げて福島大学の先生はご説明をなさるんですが、1つ、三春と那須塩原市が違う部分のところをその検討委員会のところで十分に審議をしていただきたいのですけれども、三春は、あそこ景観条例で規制しているんですね。で、手続き条例にはなっているんですけれども、あそこは景観を守るため、それで、そこで利用する人も守りたいと思う人もそこで努力する人もみんな一緒のメンバーなんですね。三春は、住民たちが守りたいと思うし、そこを利用するのも住民だし、その土地を持っている人たちも住民だという部分で、うまくいくのだろうと。

で、高林、要するに那須塩原の産廃の集中しているところは、土地を持っている人も地元の人もあるけれども、不在地主もたくさんいる。そして、あそこを何とかいいまちにしたいなと思っている人もいる。でも、産廃に貸してしまってもいいなと思う人もいる。その上に、そこに産廃施設をつくらうとしている人は、どこからか来た人、地元の業者も小さなところではあるかもしれないんですけどもということで、三春と余りにもその環境が違うので、その辺、十分に注意して、方策を検討していただきたいというのが、これは、今までのお話を聞いた中での要望ですので、そこを十分に配慮していただきたいと思うんです。

あと、地下水の水質調査を続けているようですが、実際に今までの報告書を読みますと、酪農に由来する汚染だけがクローズアップされている報告書になってきております。で、実際、産廃の立地規制方策にどう生かすのかという、その水質調査から、そのときに気をつけなければならないのは、産廃を規制するどころか、酪農を規制して基幹産業の酪農にうんと縛りをかけてしまうというものになるのか、その合意をとるのが本当に難しいと思いますので、その辺も、十分に、やっとこの方策に対して今まで福島大学頼りでやってきたものが、やっと、自分たちの手に来て、私たちが方策を決めるということになってきましたので、ぜひ、この点、全庁的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後の部分のところで、各地域安定型処分場、今、できにくくなっているというような答弁でもそういうふうにとらえているようです。完璧な展開検査はあり得ないので安定5品目以外の物質が混入してしまったものを取り除くことができないので、なかなかできにくいという現状になっていきます。で、市町村産廃問題連絡会の会長に市長は

なっておりますけれども、そこに勉強会の講師でよくいらっしゃる馬奈木弁護士と2カ月くらい前にお会いしたとき、安定型の処分場は、もうつくらせないし、つくれないから、ということで、那須塩原市のことも覚えていらっしゃいまして、もう安定型の処分場はつくれないというふうに言い切って励まされましたので、ぜひ、安定型の処分場、止めていただくために、しっかりその内容を押さえて取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、3番目の質問に移ります。

高齢者が安心して住むことができるまちの福祉サービスとは、についてお聞きいたします。

6月議会での市政一般質問の続きというふうになりますので、ご了解ください。

「介護保険制度」は、制度スタート時の理念である介護の社会化が今、崩れようとしています。

介護保険で高齢者の生活を、すべて支えることは不可能なのは私も重々承知しておりますが、でも、介護保険の利用制限をして在宅での生活を成り立たなくしてしまったのでは元も子もないのではないのでしょうか。

そこで、お聞きいたします。

介護保険制度のサービスだけでは対応できない独居の高齢者、高齢者世帯、医療依存度の高い独居の要介護者の在宅での生活を成り立たせるために、買い物、通院、家事支援などの必要な福祉サービスを検討してはどうでしょうか。

要介護認定システムが改正となり、非該当や要支援となる人が多くなりました。「保険料を支払っても非該当となり、サービスなしでは介護保険に入る意味がない」とまで言われております。どのようにそういう部分に対応するのでしょうか。6月議会では、非該当の高齢者でも使える高齢者福祉サービスの拡充を求めましたが、拡充の予定

はないとの答弁でした。高齢者福祉サービスの中には、非該当の高齢者でも使えるサービスがあるのではないのでしょうか。その拡充が必要だとは思いませんか。

高齢者福祉サービスの見直しが今回入っていますが、その目的はどこにあるのでしょうか。懇談会を設置してそこで検討するということになっておりますけれども、懇談会に何を期待するのでしょうか。

末期がんの患者はもちろんですが、末期がん患者以外でも緊急を要する利用者はおります。その場合、要介護認定が出る前に暫定プランでサービスを使うことは可能です。それは私もわかっています。この場合、要介護認定を迅速に行うだけでなく、適切なサービスにつないで、すぐ開始する、そのときに何かいい方策はないかのご相談です。

以上で、1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 16番、早乙女順子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

高齢者が安心して住むことができるまちの福祉サービスについてのご質問にお答えをいたします。

の介護保険制度のサービスだけでは対応できない独居高齢者等に対する買い物や通院、家事支援などの福祉サービスを検討してはどうかというご質問にお答えをいたします。

市では、第4期那須塩原市高齢者福祉計画に基づき、介護保険事業を含む高齢者福祉サービスを実施しているところでありますが、介護保険制度外の市独自のサービスとして、通院、買い物等の交通手段の確保のための外出支援タクシー券助成、栄養バランスのとれた食事を提供する配食サービス、日常生活の相談や緊急事態に対応するための

緊急通報端末装置の設置などの事業を実施してあるところであります。

この市独自の高齢者福祉事業につきましては、平均寿命の伸びや高齢者人口の著しい増加など社会情勢の変化に対応するため、今年度第三者懇談会を開催し、関係機関等の意見をいただきながら、必要な人に必要なサービスを継続的に提供できるよう事業を再構築し、平成24年度から実施をしていきたいと考えております。

の「保険料を払っても非該当となりサービスなしでは介護保険に入る意味がない」と言われた場合のことではありますが、介護保険制度は、社会全体で介護を支える制度であり、介護の必要の程度に応じてサービスが提供される仕組みとなっておりますことを説明し、ご理解を得たいと考えております。

また、介護認定非該当の高齢者でも使えるサービスの拡充につきましては、第4期計画では、市町村特別給付、いわゆる横出しのサービスにつきましては、行わないこととしており、6月議会でも答弁したとおり介護保険制度内でのサービスの拡充は考えておりません。

次に、高齢者サービスの見直しの目的、懇談会で何を期待をするのかとのことですが、で答弁したとおり、必要な人に必要なサービスを継続的に提供できるよう、事業を再構築するために、市民の皆さんの意見をいただきながら、事業の見直しを検討してまいりたいと考えております。

の末期がん患者以外にも緊急を要する利用の場合の適切なサービスをすぐに開始するための方策についてであります。要介護認定が出る前でも申請時から暫定ケアプランにより介護サービスを受けることはできる制度となっております。

以上、答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） の答弁で、市独自に外出支援タクシー券とか、給食サービスとか、緊急通報装置など、私もわかっていますけれども、高齢者福祉サービスを実施している、で、必要な人に必要なサービスを継続的に提供できるように第三者懇談会の意見とか、関係機関と言ったんですかね、意見をもらって再構築して次の計画のときに、5期の計画では実施するということですね。

でも、私、その今、その何を言っているのか、見直そうとしている部分の意図がわからないのです。必要な人に必要なサービスを継続的に提供できるように再構築するという部分のところが、何か、今回の見直しとして出てきた部分のところがわからないのですけれども、私なりに、先ほど言われた部分を解釈、これは曲解かもしれないので、違っていたら違っていると教えてください。

平均寿命が延びたということも言っていましたし、高齢者もふえた、それはわかっています。ということは、財政的に負担がふえたので、これからもふえるので、この辺で、高齢者福祉サービスを縮小して対象者を限定して財政抑制をして継続したい、というふうに読み取れてしまったのですけれども、いかがですか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） お答えいたします。

議員ご案内のように平均寿命については、男女平均すると83歳ということになってございます。

また、高齢者の人数もふえ続けているという状況は承知の上でおっしゃっているかというふうに思います。

例えば、この中で、敬老祝い金も今回の見直しの対象となっているわけですが、77歳で、いわゆる祝い金としての3万円という祝い金制度がございまして。これは77歳到達時点でございます

が。そうしますと、83という男女平均、年齢の下回っている形、ですから、過半数以上の方が、この恩恵に付するというところでございまして、また、一方では、88歳3万円というものもございまして。この金額的な部分も含めてなんですけど、これでいいのかどうかについて、具体的に言うのと検討していただくということで、そういう意味で、社会情勢の変化に応じた継続できる高齢者福祉の再構築に向けて、今、検討をするということでございます。

ただこれ、今言ったのは、平均年齢が高くなったので、高齢者平均寿命が高くなったので、切り捨てるんだというふうにとらえられては、ちょっと困るわけなんですけど、第1回の会議も、懇談会の会議も済んでおりまして、その冒頭にもお話ししたところなんですけど、いわゆるスクラップするだけではなくて、ビルド・アンド・スクラップという形での考えのもとに、この事業の見直しを行っていくということになってございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 何か今のところで、全協で説明されたときには、よく懇談会の構成メンバーを見たときには、意味がわからなかったんですね。そうしたら、あ、そうか、そこがターゲットかと敬老祝い金の見直し。なったのかと思ったので、今の答弁でよくわかったのですけれども、高齢者福祉サービスの部分のところを見ていくと、充実させても中には見直さなければならない項目もありますけれども、そんなに拡充しないというふうなとか、見直しはしない、6月の議会でサービスを拡充しないというふうに言っていたんですよ。で、拡充しないということは縮小することかというふうに思ったので、でも、高齢者福祉サービスを縮小してどうするのかと思ったら、そ

うですか、要するに2つ、今回見直しが入っているわけですよね。自立支援サービスの在宅サービスと生きがいづくり対策の敬老祝い金と敬老会の記念品についてということで、2つ見直しに挙がっていた。それで、その構成メンバーを見ると、行政区長会の代表3人、老人会の代表3人、民生委員さん3人、PTAの代表3人、それで、社会福祉協議会の中から1名、で、これだと自立支援サービスの在宅サービス、これ、福祉でやっているサービスをよく理解しているのが社協の委員さん1人の肩にかかってしまうのかと心配したのですけれども、どうも、主になるのはそちらだなと思ったので、意味がわかりました。

それで、ただそれどれも、高齢福祉事業の中の、高齢福祉サービスの一部ですから、これは、第5期計画の中に、策定する中に影響を与えてくる懇談会の意見だと思いますので、第5期計画に関して介護保険運営協議会に諮問しますよね。そうすると、この懇談会と介護保険運営協議会の役割というか、位置づけというか、両者の関係をちょっと説明してください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 手続き上、第5期計画については、今、おっしゃられました那須塩原市介護保険運営協議会のほうで平成23年度、ですから来年度、計画づくりを具体的にしていきます。

で、先ほど言いました高齢者福祉事業に関する懇談会が行うものについては、本年度、意見としてその中で新規事業、あるいは縮小する事業等々を検討していただくということになってございます。

よって、今年度、懇談会で出た意見等については、場合によっては、必要とあらば第5期の計画策定に反映される部分も出てくる可能性もあると

いうことで、ご理解いただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ということは、介護保険運営協議会に諮問する前に、先ほど検討に挙がっている高齢者福祉サービスの一部ですよね、自立支援サービスの在宅サービスと生きがいづくり対策の敬老祝い金と敬老会記念品についてという部分のところにおいては、方向性が出されてきてしまうということで、でも、それって、あくまでも懇談会ですので、そこでまだまだ23年度の計画づくりのところ、24年度の実施のところには紆余曲折あると思うので、決まっていることではないとは思うのですけれども、その中で、一応、そのメンバーに高齢者福祉サービスの一部の自立支援サービスの在宅サービスも検討させますよね。

で、それが私は、全協のときもひっかかっていたのですけれども、それちょっと、内容、どんな利用実態があるのかわからない人にその審議をしてもらおうというのは、すごく酷だなと思ったときに、先ほど、関係機関にもと言っていたので、そのほかに何か、その辺の意見をもらうために、私は、ケアマネ協会とか、そういうところに声をかけたらどうだろうかとかということは、全協のときに提案はしましたけれども、そのほか地域包括支援センターから意見を聞くとか、いろいろあると思うのですけれども、その辺、何か、具体的には考えておりますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） まさに今、議員さん、おっしゃったように、私、例に出したのがいわゆる生きがいづくり対策事業の中の敬老祝い金という絞り方してしまったものですから、一部誤解があったかというふうに思うのですが、その

みならず、いわゆる在宅サービス内における10事業でございます。これらの具体的な見直しについても検討していただくということになってございまして、第1回の会議ではこの10事業の実態、内容について詳細に懇談会の委員さんにはお知らせしたところでございます。

その結果に基づいて、それぞれ意見をもち寄るということになっております。

それと全協のときにもちょっとお話ししたのですが、ケアマネジャー等々の会議も那須塩原市にはございますので、そちらのほうのご意見も聴取していきたいということでございます。

ただ1つ確認しておきたいのは、第4期計画ではいわゆる市町村特別給付なるもののいわゆる横出し、先ほど、市長のほうでも答弁したとおり、横出し、あるいは上乘せのサービス事業については、第4期の中ではやりませんよということで明記されているかと思えます。そういう形で23年度まではそういう介護サービス事業を展開していきたい。当然、これは保険料等にもかかわってくる関係でございますので、そういう形になってございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 少し今の答弁のところ、何をおっしゃっているのか、市長の先ほどの答弁のところもわからなかったのですけれども、今の部長の答弁のところでもちょっと意味がわからなかったのが、その辺のところもちょっとお聞きしたいのですけれども、のほうにかかってしまうと思うのですけれども、要するに、介護保険スタート時には、非該当となった人も使える高齢福祉サービスも用意するよということで、高齢者福祉サービスに盛り込んでいったサービスというのがあるのだと思います。

で、だから、保険あって介護なしと言われないためですよね、ある意味ね。で、今、先ほどの市長の答弁もよくメモらなかったのわからなかったんですけども、今、部長が言ったところでもちょっとわからないんですけども、市町村特別給付、いわゆる横出しサービスは行わないと。介護保険制度内でのサービスの拡充も考えていないということでおっしゃいましたけれども、私の質問で、そもそも横出しのサービス、介護保険制度内でのサービスの拡充、そもそもそんなことは求めていないんですよ。

那須塩原市では、介護保険制度のサービスの拡充である特別給付の横出しサービスは、先ほど部長も言いましたけれども、介護保険料に反映するので、1期計画のところから入っていないんです。で、私も1期計画のときの策定委員でしたから、それは、市民の合意が得られない、得られる保証がないので、私も実際に保険料に反映する特別給付の拡充は、6月の議会でも求めていませんし、今回も言っていないです。で、先ほどの答弁でも何か6月の議会で答弁したとおり、非該当の高齢者でも使えるサービスとして何というふうにはっきり言ったのかわからないのですけれども、特別給付の横出しはいたしませんというふうに答えたんですけれども、私非該当の人、どうするって言っているんですよ。ですから、非該当の人が、横出しサービスをしたからといって、該当者にならなかったら使えないのだから、そんな要求の仕方、私は、普通しませんけれども、何で、先ほど横出しはしませんとお答えしたのか、私は、わからないんです。先ほどの答弁でも何か意味がわからなかったのですけれども、今、部長もそういうふうにおっしゃったので、なぜ、私は、非該当の人のサービスをとっているのに何でそこに特別給付が横出しのサービスはしませんっていう答弁が来

るのかわからないので、ちょっと、その辺を説明していただけますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 高齢者福祉事業全体でいえばですね、いわゆる特別会計でやっております介護保険サービス及び一般会計でやっております高齢者福祉サービス、歴史的にいうと高齢者福祉サービスのほうが、例えば敬老会だとか、そういった部門での補助制度とかですね、もろもろ、どちらかというところの一般会計上の高齢者福祉サービスのほうの歴史が古いという状況でございます。また、高齢者福祉サービスの中でも新たに追加された事業等もございしますが、平成12年介護サービスという形でサービスが始まったという流れの1つの両サイドのバランス、例えば、前回6月議会で議論になった介助についてであります、そういうものについては、当然ながら介護保険サービスの中でもご存じのとおりあるわけでございます、そのほか、市では介助サービスについては、先ほど市長のほうで答弁がありました外出支援タクシー料金助成ということで48枚の助成券を使っていただくというような事業もございません。また、家事サービスとしてはシルバー人材センターのほうでやっております、そういったきめ細かなサービスもございします。そういうような分類になってございまして、いわゆる先ほど市長が答弁したものについては、特別会計上の介護保険サービスでの拡充ということでございまして、今回、見直すのは一般会計上処理をしております高齢者福祉サービスの中の10事業と及び敬老祝い金、敬老会記念品等でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 6月の議会の議事録を読んでいただくとわかるのですけれども、私、特

別会計の中での横出しサービスをしろと言も言っていないです。それに、今の論議の中でも、私、それを求めています。特別会計でやらなければならないサービスと一般会計の中でやるサービスとの区別くらいはついております。

それなのに何で、非該当になったということは、特別会計の介護保険のサービスを使える、その中で、唯一例外的に非該当で使えるというものは、介護予防の中で、使えるという部分がありますけれども、普通のサービス、先ほど言われたような介護保険の中で、本来すべきである通院介助とか、そういう部分のところを横出して上乗せして、横出ししてつくれとは一度も私言っておりませんので、何かそちらが制度的な部分のところを誤解なさっているのではないかと思うので、きちんと、その辺のところを整理なさって答えていただきたいというふうに思います。

で、今、私、非該当の人の部分のところ、介護予防事業ということが出ましたので、その辺のところをちょっとお聞きいたします。

介護要望事業の対象者というのは、非該当の高齢者でも対象者になりますよね。前に使っていた言葉としては、介護予防特定高齢者、今は、2次予防の対象者というふうに使いますね。それは介護保険の財源でやりますので、それは特別会計の中で行っている。だから、非該当の人でも特別会計の中で使えるサービスはある。ただその介護予防事業のものですけれども、実際に使い勝手がいいとか、利用者がどのくらいいるのかということで、あれしたら、今の国のほうでも実際にその見直しをしたくて、国民から広く意見を求めているし、実際に、5%の利用があると見込んでいたのが0.5%ということで、利用も少なく、1割ほどの、予定していたより、の中の1割くらいしか使っていないので、実際に非該当の人のニーズ

をそれが満たしているというふうには思えないと思いますので、その辺もあわせて何が求められているのか、私が何を求めているのか、もう少し答えるときに正確に答えていただきたいというふうに思います。

1つお聞きしますけれども、那須塩原市の4期計画の中で、介護サービスの課題で、在宅介護が長期化、重度化すればするほど施設志向が高く、強くなる傾向があるとか、ますますひとり暮らしの高齢者と認知症高齢者が増加すると予想されるかということ、幾つか課題が挙がっています。そういう中で、やたらに施設がつくられるものはありませんので、そういうものにとるべき対策というのは、どういう対策をとればいいとお考えになっているか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 確かに議員さん言うとおりそう簡単には施設整備はできないという状況でございます。一方では、待機者も当然おります。そうした中で、事業所の整備はもちろんなんですが、課題となっているのは先ほど議員さんがおっしゃいました介護予防事業の推進等々でございます。それと居宅介護サービス給付費あるいは施設介護サービス給付費ということなんですが、これが今般逆転しているという中で、数字的には在宅でのいわゆる自立が進んでいるように思えるんですが、残念ながらそういう形ではなくて、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、いわゆる施設志向が減らないものというのは、長年在宅で寝たきり、あるいは独居高齢者、核家族によって独居高齢者がふえる、あるいは認知症の方の増加ということになっておりまして、もろもろ課題等がございます。

第5期計画で、それがどう反映できるかは、ま

だまだこれからの検討になりますが、所期の目的であります高齢者の福祉事業の総合的な展開を図っていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、予防が必要みたいなことを言ったんですけども、実際に、ひとり暮らしのお年寄りとかがいるというところで、在宅での自立支援に必要なのは、通院とか、そういうものの外出支援、そして、食べることの支援、そして、生活する上の中での家事支援、そこら辺が大きいんです。そういう部分が規制されていくし、そういうものが使える人がだんだん少なくなってきている中で心配しての質問だということをご理解ください。

それで、介護保険のサービスを使っていれば、高齢者宅に月1のケアマネが訪問します。少ない回数でもサービスを受ければだれかが接触します。ひとり暮らしの高齢者の危険を少しでもそういう人たちが察知します。今後、介護保険の非該当となった高齢者のひとり暮らしがふえると家で引きこもって、で、いずれは介護状態になって、それで危険が増します。何が対策が必要であるかということは、覚悟して今から準備していただきたいというふうに思います。

の質問の時間がなくなりますので、の質問のほうの再質問に移ります。

先ほどのお答えでは、申請時から暫定プランを立てればサービスが使えるんだという答えだと思いますので、6月の議会のほうでお聞きした内容そのものだというふうに受けとめました。

それらは、制度を知っているケアマネだったらだれでも知っていることで、でも、ケアマネが暫定プランをちゅうちょするということがあるんですね。それが何でなのか、わかりますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 認定に漏れた場合、いわゆる非該当となった場合のリスクの問題が一番大きいかなというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） もちろんそうです。非該当になったのにプランを立てて利用していただいてしまったら、それは10割負担してやらなければならないなくなってしまふ、でも、それだけではないんですね。非該当になるだけではなくて、介護度が低くなる、というときも同じですね。

それで、限度額がわからないから、非該当になるかどうかも見当つかない、どのくらいの判定が出るかも、ケアマネが想像はできない、というのが今の認定調査の結果です。ですから、1次判定が教えていただけなくなった時点で、ケアマネのほうは想像がつかないので、暫定プランをどこまで立てていいのかがちゅうちょするんです。暫定プランを立てるとき、ケアマネは、限度額を超えないようにとか、もちろん、非該当にならないだろうということをお気をつけます。そして、限度額をこうオーバーすると、先ほど言ったように10割負担になってしまうので、そのオーバーした分は。ですから、認定結果ができないときに、暫定プランを立てるということにすぐちゅうちょするんです。そういうケアマネを認定訪問調査を早急に行うということは、もちろんですけれども、認定検査を開催されなくても限度額さえ教えていただければある程度その市が、その指示していただければ、このくらいの限度額で立てればよいよということを教えてくれればケアマネは暫定プランを安心してつくり、利用者を支援できるんですけれども、その辺の限度額を教えていただけるかどうか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 限度額について、直接的にお知らせするというのは、なかなか難しいと思うのですが、ケアマネ、今、150人程度いて、その協議会等を設けておまして、その中で研修会等も年6回、ですから、二月に1回ほどやっております。その中で、いろいろケースも含めての勉強会を進めていって、全体的には地域包括センターの強化、あるいは、先ほど介護サービスのみならず、全体的な高齢者福祉については、包括センターが担っておりますので、市側と包括センターと協力して、高齢者の福祉の充実に努めていきたいと、また、そういった直接的なサービスについても高齢者に受けられるような形での方向づけをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 実際に地域包括にそんなこと言っても無理ですよ。ケアマネジャーが暫定プランを立てるのに限度額どのくらいまで立てておけばいいかという、要するにオーバーしない金額を幾らですかって教えてもらわないと立てられないということです。限度額を超えて本人とか家族の了解が得られない、超えてもいいですかって言ったときに了解が得られない場合とか、経済的な理由で払えない場合というときには、ケアマネは責任を負えませんので、自己プランで市が直接支援するというところでよろしいでしょうか。それだけお答えください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 自己プランについても、自己プランというのは、いわゆる事後認定ということになるかと思いますが、それについて、確実な保障をするという形の制度にはなってございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 以上で、16番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時09分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東 泉 富士夫 君

議長（君島一郎君） 次に、25番、東泉富士夫君。25番（東泉富士夫君） 議席番号25番、公明クラブ、東泉富士夫でございます。

市政一般質問を行います。

本定例会最後の質問者となりますが、よろしくお願いたします。

1、国道400号関谷方面に向かって西側の歩道整備について。

国道400号塩那厨房から関谷方面に向かって約1キロ区間は近年、病院を初め、観光物産店等もふえつつある。また、広大な分譲地にも住宅が点在し、今後も、徐々にふえていくものと予測される。現在、児童生徒の通学路にもなっている。物産店等の部分は、歩道として安全ですが、路肩の部分は通学路として大変危険な状況です。今後、児童生徒、地域住民の安全のために歩道の整備を県に要望できないか、伺います。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 25番、東泉富士夫君の市政一般質問にお答えをいたします。

1の国道400号の関谷方面に向かって西側の歩道整備についてお答えをいたします。

塩那厨房から関谷方面に向かって約1キロの区間につきましては、物産店や病院などの建築に伴い、敷地への出入りのために側溝が設置されていることから路肩部分が広がっている箇所と狭い箇所が点在しております。

県では、側溝の整備によって路肩が広くなり、2メートル程度の歩行空間が確保されることから、歩道の整備ではなく、側溝の整備を継続的に実施をいたしており、今年度も70メートル程度の整備を予定していると伺っております。

市といたしましても地元から「児童や生徒が安全に通学できるように学校側へ側溝を整備してほしい」との要望を受け、今年の6月に県に要望したところ、今後も、順次整備をしていきたいとの回答でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 答弁をいただきました。学校側からの要望もありまして、今後、県のほうに、今現在要望をしているというお答えでございますので、ぜひ、できるだけ早い時期に整備がされることを望みたいと思います。

この件に関しては、保護者からも、今、まだまだ児童生徒の数は少ないことは承知していますが、非常に、塩那厨房から関谷方面に向かって、今現在、児童生徒の通学路として行く場合には、非常に、特に朝夕の車のラッシュ時期はですね、非常に危険だということで、なかなかちょっと1人で通学をさせるということは、非常に無理というか、心配で、通学させることはできないという、そういうような保護者の思いであります。

この辺の、今の大変前向きな答弁をいただいたのですけれども、現状を見ていただいたかとは思いますが、その辺について、率直な思いというか、感じをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） この約1キロにつきましては、歩いて、一応現地調査を行いました。

先ほど、市長が答弁したように、お店とかそういうのでできているところにつきましては、側溝整備、今、開発等の関係で、そういう形で、だんだん広がっていると。で、開発が入っていない部分については、一部、県のほうでも去年からやっていますけれども、広がっている部分とそのままの部分があります。

そういうことで、先ほど市長が言いましたように、市としても県のほうに要望して今後もやっていくということとなっております。ただ、事業的には、県単事業ということで、補助事業でございませぬので、県の財政事情も厳しい中ですので、全部一遍にはできないということで、順次、毎年これからやっていくということで回答を得ておりますので、それらを見ていただければと思います。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

できるだけですね、非常に児童生徒の安全、安心、通学ということで、大変重要な問題というか、課題であると思いますので、できるだけ早く整備ができることを願っているところでございます。そうすることによって、やはり、あの地域は、非常に広大な分譲地でもございます。そういった意味で、やはり住民がそこに住みつくとすることは、やはり、一番大事な、特に、若い方はそういった方の場合は、やはり学校の通学のことが、非常に重要になってくるのだと思います。そういった意味で、本市の発展にとっても、あの場所がですね、

通学路が、歩道が整備されることによって、やはり、地域住民のためにも、また、児童生徒のためにも安心、安全の通学、また、市の発展につながっていくと思いますので、できるだけ早い時期にですね、整備されるように、市のほうから要望、要請をいただきたいと、このように思います。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

2、古道1、2丁目公民館横、区画街路9号線、27号線の蓋板整備について。

区画街路9号線、27号線沿いの排水路は、約50メートルにわたって蓋板に異常な凹凸やすき間が多く見られ、市民が大変心配している。この道路は、青葉通りと商店街を結ぶ道路で地域住民を初め、多くの観光客が歩道として利用している。特に、高齢者が転倒したり、小さな子どもが蓋板のすき間に足をとられた場合は、大きなけがになりかねない。排水路蓋板整備の安全対策について伺います。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 区画街路9号線と区画街路27号線の側溝蓋板の整備についてお答えします。

本路線につきましては、門前土地区画整理事業の中で、整備をしたものでありますので、劣化のひどい蓋板や舗装については、随時修繕を行っております。蓋板のすき間についても先ごろ修繕を行いました。今後も劣化がひどくなった箇所については、随時修繕を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ご答弁をいただきました。

最近、蓋板の整備を行ったということなんです。これはいつごろだったのでしょうか。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 蓋板の整備については、8月末から9月初めあたりに1度大雨が来て蓋板がこう上がってしまうというのがありまして、それが上がらないようなことで修繕をして、それとすき間については、最近、一応埋めるということで、すき間を埋めているということでございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

私、まだ確認をしていなかったのだと思いますが、かなり蓋板の、凹凸というんですかね、すき間が、つい最近、見に行ったような感じなんですけれども、その辺はですね、どのような状況で、整備をされたのか、もう少し具体的にちょっとお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） すき間については、コンクリートでこう入れるほどのすき間ではありませんので、木材で一応すき間を埋めたというふうな形になっております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。ありがとうございます。

あそこは、青葉通りと商店街ですね、結ぶ通りでございます。私も何回か、あその場所を歩いてみまして、温泉街、観光地としては、ちょっと凹凸というか、蓋板のすき間はこれ大変危険だなと、危ないなという思いが非常に、市民からお話がありまして、感じました。恐らく完璧に整備をされたのかどうかちょっとわからない、なかなか難しいのだと思いますけれども、やはり、あの通りはですね、相当人の往来、観光客、地域住民も通る道路でありますね。そういったあれで、以前に行ったとき、その道路の部分は、舗装の整備がされているなとこう思いましたけれども、いず

れにしても、蓋板のすき間とか、あの辺は、板を詰めた程度では、またすぐですね、私は、応急措置かなと、今、そんな感じもしたわけなんです。やはり、あそこは、かなり凹凸もあるし、恐らく、子どもさんとか高齢者以外でもですね、恐らく、夜などは本当に真っすぐそのところを歩いていったらかなりこう危険な状態かなと、こんな状況もあるんです。ですから、私ももう1回ですね、できれば、きょうあした中に現状を見に行きたいと思いますが、相当時間というか、ある程度置かないと時間をかけないですね、そんなに簡単に、ちょっとできる状況ではなかったなとこういふうに思うのですけれども、その辺の整備状況、もう一度、部長ですね、お願いしたいと思います。議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 私も、現地調査はして、その部分については歩いてきておりますので、場所的には承知しておりますけれども、そのすき間、あの大きいところは、ちょうど水路がカーブになっていて蓋板、きちんとした蓋板が埋まらない部分で扇形にあいているとか、あとは、少しずれているとかという部分なものですから、とりあえず応急的にその木材で埋めたと。で、木材で埋めておいても、応急といってもある程度もちますので、それらの様子を見ながら、今後、また、悪くなれば何らかの対応を図るということで、全体的にその蓋板の上を私も歩いてきたのですけれども、現実的には通常の、通常というか、通常の側溝の部分で少しすき間があるとか、という部分もありますけれども、大きいところは一、二カ所、それ以外はある程度のすき間は、通常の側溝のところでもあいているすき間ということで、あとは蓋板のがたつきについてもそれほどないということで、歩いてきておりますので、また、何かあれば再度修繕をするということで考えておりますので。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

私の見解というか、部長のあれと幾らか違うのかなという思いはしたのですが、いずれにしても、あそこ、かなり地域住民の、人の通日も往来も多いわけですね。また、観光地であります。観光客も、相当、年間ですね、相当やはり行き来があると思います。そういったあれでは、一時的な応急的な措置でもいいと思いますけれども、また、調子悪くなったらまた直しますと、今、そういう答弁で、余裕の部長の何か、今感じたのですが、私は、もう少し、やはりこの那須塩原市の観光の、観光地の中心ですから、そういったあれでは、あそこを何回かこう歩いてみてですね、やはりあそこはですね、きちっと道路とともに応急的なあれではなくてですね、やはり、しっかりした整備をできればですね、していただきたいと。今すぐでなくても、そう思うのですけれども、すいません、もう一度、すいません。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） その木材を埋めたというのは、先ほど言いましたように側溝のふたの形状から難しい部分があるので、そういうことでありますけれども、今後また壊れるようであれば、何らかの方策を考えるということで。

通常でも、側溝で、ちょっとしたこうすき間がある場合には、木材を入れて足が入らないようにしているところは通常でもありますので、それが悪いということではないということでご理解をいただければというふうに。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。凹凸、また、その側溝のすき間ですね、相当しっかり整備をされたということで、それでは私もそこに行つてですね、よく見てきたいと思います。

いずれにしても全体的に、あの道路、また、側溝、すき間、段差等も、私の目では非常にこれは子どもやまた高齢者などでもですね、ちょっと前を向いて下を見ないと安心しては歩けないかなと、強く感じたものですから。いずれにしても現段階では、部長のお話だと全く心配ないというように感じましたので、今後、将来的にはもっとしっかりと方向で整備を検討していただくと、切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（君島一郎君） 以上で、25番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で、質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時28分